

## 賀茂注進雑記 第二 祭礼 年中御神事次第

### 『釈注ならびに口語訳』凡例

一、昭和十五年 賀茂別雷神社刊 改訂版『賀茂注進雑記』に準拠して、その語句に釈注をつけ、また口語訳を試みました。

一、上段には『賀茂注進雑記』の原文を掲げ、下段には口語訳を示しています。

一、上段の原文の中の括弧( )内の数字は釈注の番号を示します。

一、延宝八年の原文にたいする後世の加筆は昭和十五年の改訂版では小字で付記されています。この文では、この加筆部分を『』で示しています。また、文献名も同様に『』で示されています。ただし、この文では加筆部分を完全には再録してはいないので、詳しくは昭和十五年の改訂版を御参照ください。

一、下段の口語訳は意訳を避けて、出来るだけ原文に忠実な訳を試みました。よく分からぬ箇所も多々ありますが、より一層の解釈は次の段階へ譲ります。

一、口語訳の語句についたルビは、原文にあつたものはそのままつけ、その他は『広辞苑』や『神道史大辞典』にある読み方でルビを付けています。

一、原文中の漢文は、返り点、一二または上下の返り記号は省略し

て、白文のままでしています。詳しくは改訂版『賀茂注進雑記』(賀茂別雷神社刊)をご参考下さい。口語訳の中では『書き下し文』として表しています。また、宣命体は口語訳をしないで、そのまま表しています。

一、原文の「第一」から「第八」までの各部の釈注は、藤木文雄執筆の稿を月例の勉強会で出席者に講述し、逐次確認しながら作成しました。

一、この訳文に付した釈注は藤木文雄の作成にかかる稿本を同氏の許諾を得て掲載したものであり、文責は同氏に帰属します。

一、確認された釈注稿を参考しながら、梅辻諄が口語訳の草案を作成し、月例の勉強会にてメンバーで読み合させ、補筆しながら訳文を作成しました。

一、この作業に参加したメンバーは次の通りです。

市忠顯、浦野邦夫、梅辻諄、岡本清信、北大路元顯、西池恒氏、錦部俊和、藤木琢也、藤木文雄、藤木茂、藤木保誠、堀内義晃、松田一雄、山本裕司、山本宗尚。

一、この『釈注ならびに口語訳』の『みたらしのうたかた』への掲載につき、賀茂別雷神社宮司 田中安比呂氏の御賛同を頂きました。

以上 (文責 梅辻)

## 賀茂注進雑記 第一 祭礼 年中御神事次第

## 賀茂注進雑記 第一 祭礼 年中御神事次第口語訳

志貴島ノ宮（欽明天皇）の御宇天皇（1）の御世、天下国挙りて風吹雨零（2）。その時ト部（3）ノ伊吉若日子に勅してうらなはしめ給ふに、すなはちトして奏す、賀茂の御神の祟なりと云々。仍て（4）四月吉日を撰て馬に鈴をかけ人猪影（頭イ）（5）を蒙りて驅馳して以て祭祀をなしてよく祈禱せしめ給ふ。これによりて五穀成熟し天下豊年也。乗馬ここにはじまりと云々。又月令（6）云、祭ノ日楓山の葵（7）を挿頭す。当日早朝に松尾社司等をして挿頭の料にたてまつらしむ。内藏寮（8）に参候す。祭使すでに來り、楓葵を庭中に置詔戸申ス。祭使等各かざして出たつ。補宣・祝等祿物（9）を賜ふ。又馬を走す。（10）近衛一人と云々。『続日本紀』文武天皇二年三月辛巳山背国賀茂祭ノ日ニ會衆騎射することを禁ず。

志貴島の宮の御宇天皇（欽明天皇）が在位されていた時に、日本國中で大風が吹き、大雨の降つたことがありました。その時、天皇はト部の伊吉若日子に命じて占いをさせられました。そこで若日子は占いを行つて、これは即ち賀茂の神様の祟りでござりますと天皇に申し上げました。それにより、四月の良い日を選んで、馬に鈴を掛け、騎手は猪頭（いのがし）をかぶって、馬を駆けさせて、祭を行つてよく祈禱をおさせになりました。これによつて、五穀はよく稔り天下は豊作となりました。乗馬はここから始まつたと云われています。また、『本朝月令』には、「祭の日には楓（かつら）と山の葵を頭の髪に挿頭すことです。祭の当日の早朝に松尾神社の社司たちに挿頭の材料を持つて来させます。内藏寮まで持つて来させます。祭使はもうすでに到着していて、楓葵を庭の中に置いて詔戸を言上します。そして祭使等はそれぞれ楓葵を頭に挿して出発します。補宣や祝たちには天皇から祝儀（祿物）が与えられます。また、馬を走らせます。左右の近衛府の官人二人が走らせた」と書かれています。『続日本紀』の文武天皇二年（698年）二月辛巳の日の条には、山城の国の賀茂祭の日に人々が大勢集まつて馬に乗り弓を射ることを禁止するとの勅令が書かれています。

『同上』大寶二年四月庚子禁祭賀茂神日徒衆會集、執杖騎射スルコトヲ、唯當國之人不在禁限云々。『続日本紀』元明天皇和銅四年四月乙未詔して、賀茂祭ノ日自今以後國司毎年親シク臨テ検察焉云々。山城の國司必ズ出立事是より始て後年絶事なし。『國史』嵯峨天皇弘仁十年三月甲午（11）勅して山城國愛宕郡賀茂御祖並別雷二神の祭よろしく中祀に准ずべしと云々。『延喜式』凡祭祀に大祀（12）・中祀・小祀の三のわかつ有り、大祀は神齋一月、天子御代始に一度の大嘗會是也。中祀は三日、賀茂祭の御神齋是也。余社の祭は悉く小祀なれば一日の御齋也。

『続日本後紀』承和三年四月乙酉（中ノ西ナリ）紫宸殿に出御ありて賀茂祭使等の鞍馬のかざり（調飾）（13）、並従者の容儀を閲覧まして使等に賜祿、播磨守從四位下橘朝臣永名をかりに内藏頭（14）として祭使に供せしむと云々。当社の御祭は御代々の聖主殊に嚴重の御崇敬にて禁闕触穢の年ならでは止事なくて例年勅使官幣發遣の儀式天下の壯觀不足勝<sup>ゲチイカ</sup>言也。

『続日本後紀』によれば、嵯峨天皇の弘仁十年（819年）三月甲午の日に天皇の勅令があつて、山城國愛宕郡にある賀茂御祖並びに別雷の二つの神社の祭祠を中祀に準じて行うことになりました。『延喜式』の定めるところでは、祭祠にはおよそ大祀、中祀と小祀の三つがありますが、大祀は神齋の期間が一ヶ月で天皇の御代始めて一度の大嘗會がこれに当たります。中祀の神齋は三日間で、賀茂祭の御神齋がこれです。その他の神社の祭祠はことごとく小祀でありますから、一日の御神齋です。

『続日本後紀』によれば、承和二年（836年）四月乙酉（中の西）の日に天皇は紫宸殿にお出ましになり、賀茂祭の祭使らの馬の鞍飾り（馬具全て）や、その従者たちが礼儀に叶つた姿形をしているかどうかを検閲されて、使いの者たちには祝儀をお与えになり、播磨守從

『続日本紀』の大宝二年（702年）四月庚子の日の条には、「賀茂祭の日に多くの人が集まつて、あらゆる武器を持つたり、馬の上から弓を射る」ことを禁止する、ただ、「」の山城の國の人人はその禁止の限りではない」と書かれています。『続日本紀』にはまた、元明天皇の和銅四年（711年）四月乙未の日に、天皇は「賀茂祭の日には今後、國司が毎年自ら出向いて検察せよ」と詔したと書いてあります。山城の國司が必ずこの日に立ち会うことはこの年より始まって、これ以後絶えることがありませんでした。

四位下 橋 朝臣永名を一時的に内蔵頭として、祭使のお供につけられたことが書かれています。当神社の祭祠は、代々の天皇が特に御崇敬になつてゐるので、皇居に御不幸があつて穢れに触れる年でなければ中止することではなく、毎年勅使と官幣を遣わされる儀式が天下の壯觀であることは今更云うまでもないことです。

其故いかにとなれば天八重雲（15）を分て天降給し天皇の御祖神なれば朝廷の御守りふかく鎮護国家の神徳掲焉に、御めぐみの告なりし御故なりと云々。此ノ神國の祭と称するは賀茂葵祭の儀也、諸社の祭といふには官人使として発遣あるも奉行職事（17）上卿の仰をうけて検校（18）して行ふ事なるを、當祭儀は天子山御ありて禁中へ祭使所司内侍以下女官衛府の容儀神寶列立の次第にいたるまで必ず叢覧ありて参向あるおもき儀申もさらなる御事也。祭日は卯月中酉也。然に和銅の帝の詔ありしより山城国司よろず祭具不足哉を検校して、かりにも輕怠ある事なし。

それが何故かという説は、この神様（皇大神宮記）の説によれば、「この説はニニギの命を云う」は天の八重雲をかき分けて天から地へと降り立たれた天皇の御祖神でいらっしゃるので、朝廷をお守り下さることは深く、國家を鎮め護られる御神徳はあきらかなので、神様のお恵みがあるとお告げがあつたからだと申します。この神の國の祭と呼んでいるのは賀茂葵祭の祭儀であります。その他の神社の祭といふのは役人が使として派遣されることがあつても、奉行をする職事（事を司る役人、藏人）が上卿（祭の当日の当番の最上位の太政官）の指図のもとに監督して行うのに対し、この賀茂祭は天皇が自らお出ましになり、御所の中で祭使、所司や内侍以下の女官や衛府の役人が並んでいる光景や、宝物が並べられている様子にいたるまで必ず天皇が御自ら御覽になつてから出発するという重々しい儀式であることは今更申すまでもないことであります。祭日は四月（卯月）中の酉の日であります。しかし、和銅年間に天皇（元明）の詔書が下されてからは、山城の国司は祭具などに不備がないかどうか万事にわたつて調べて、

かりそめにもそれを忘ることはありませんでした。

祭以前僧尼重輕服ノ人不可参内云々（『江次第』、『西宮記』（19））。未の日、或は申の日諸衛府に警固の儀を仰られて陣（20）を固めて必ず警固の事あり、たとひ依有触穢祭は停止ありとても猶警固あり、これは國祭あるの故也云々。（北山抄第六二見ユ、江次第同）

国祭（21）は中ノ申日也、此日閑白賀茂詣事あり、幣帛神寶のからひつ雲客等前驅につらなり卿相扈從あり。其外舞人（22）陪從官人おほく供奉しつらなりて参らせ給ふ。（『賀茂皇大神宮記』ならびに『公事根元』）もとより當祭には葵桂を冠にかけ給ふ。往昔神託の靈現なる御告ありしゆゑ也云々（23）。殿下もこれをかざし給うて乗車にて御参詣なり。御琴持菅笠深沓をめしへせらる例（24）なり。社頭にて御奉幣あり。葵桂を補宜持参りて捧れば拝しかざし給ふ。東遊（25）求子するが舞など舞人奏して社つかさ（司）神酒をまいらす。三献の御かはらけ（26）めぐる。（円融院、『公事根元』）也又見『日本紀略』天禄二年九月廿六日戊午也）天禄年中謙徳公（摂政伊尹）（27）参らせ給ふ。これや始なる。

祭の前には、僧侶も尼僧も忌服の軽い人も重い人も宮中に参内してはならないと言われています（『江次第』、『西宮記』）。未の日あるいは申の日に、衛府のすべてに警護するように命令されて、陣を固めて必ず警護が行われました。たとえ、穢れや忌みがあつて勅祭が停止されたとしてもなお警護が行われましたが、これは山城の國の國祭の方は行われるからです。

国祭は中の申の日です。この日には閑白の賀茂詣があり、幣帛や神宝などの入った唐櫃や殿上人等が前驅の者に連なり、公卿達やそのお供がそれに連なっています。その他、舞人や陪從、官人たちが大勢お供として並び連なっています。（『賀茂皇太神宮記』ならびに『公事根元』）もとより、この祭祠には葵桂を冠にかけておられます。これは往古の御神託として不思議なお告げがあつたからだと言います。閑白殿下もこの葵桂を頭に挿されて車に乗り御参詣されます。御琴持や菅笠、深沓を持つ取物舍人たちも召し連れて行くのが恒例です。社頭で御奉幣が行われます。補宜が葵桂を持つてくると、それを拝んで頭に挿されます。舞人が東遊、求子、駿河舞などの舞を奉り、社司がお神酒をおすすめし、三獻の御かはらけ（酒肴三膳各三杯の酒）が廻ります。これは天禄年間（670~672）に、天皇が謙徳公摂政伊尹に行わせられて、これが始めとなっています。（円融院、『公事根元』ま

かく執柄（28）の詣で給ふは国の萬機を執りつかさどらせ給ふ故に殊に當御神をあがめ奉り毎年詣で給ふとぞ。これら的事他社にことなる社例天下の御崇敬、年中行事にも分明に候へば不及筆候。中酉日は祭の當日とて齋院まゐらせ給ふ。勅使院官のみにくら使參り給ふ。其路の程の行列あらましの次第は『江次第』、先づ歩兵左右に各四十人、騎兵左右に各六十人、郡の司八人、健兒（29）各十人、檢非違使（30）十人、史生（31）さくはん（目）椽各一人、山城守一人（或介）、次に内藏寮の官幣、次に中宮の御幣春宮の御幣、（次に院ノ御幣次第）、宮主（32）春宮の走馬、中宮のはしり馬各二疋、馬寮（33）の走馬左右各六疋引つらなる。次に春宮（亮也）の御使・中宮（亮）の使・馬寮頭の使・近衛（少将）使・内藏寮（頭）使。次に匂司（34）・中宮の女藏人・内藏人・中宮の命婦（35）あひつらなる。次に左右の衛門・兵衛・近衛各二人。次に齋長官・御輿駕輿丁前後各二十人、御輿のおさ（長）左右各五人、女嬬各十人（はしりわらはと言ふ也）、執物（36）十人。次に腰輿・供膳のからひつ（韓櫃）三荷・雜器の物二荷・膳部六人。次に陰陽寮漏刻（38）。次に騎女十二人（『江次第』十人）、童女四人、院司二人、唐櫃十荷（神寶）、藏人所の陪從六人。

た『日本紀略』天禄二年九月廿六日の項にあります）　このように摂政や関白（執柄）が御參詣になるのは國の治政のすべてを差配して行わせられるので、特に当社の神様を崇められて毎年御参りになると云われています。このようなことは他の神社とは違つて慣例であつて、天下の御崇敬は朝廷の年中の行事にも明らかでありますから書くには及びません。中の酉の日は祭りの当日ですから、齋院がお詣りになります。勅使も院の宮の幣帛使も参られます。その路頭の行列のあらましの次第は、『江次第』によれば、先づ、歩兵が左右にそれぞれ四十人、騎兵が左右にそれぞれ六十人、郡の司八人、健兒がそれぞれ十人、檢非違使十人、史生、目（さかん）、椽がそれぞれ一人、山城守一人（あるいは介）。次に内藏寮の官幣、次に中宮の御幣、春宮の御幣、次に（院の御幣の順）宮主、春宮の走馬、中宮の走馬がそれぞれ二頭、馬寮（はしりうま）の走馬が左右にそれぞれ六頭引き連なつています。次に春宮（亮）の御使、中宮（亮）の使、馬寮頭の使、近衛（少将）の使、内藏寮（頭）の使。次に匂司、中宮の女藏人、内藏人、中宮の命婦がそれぞれあい連なつています。次に左右の衛門・兵衛・近衛からそれぞれ一人。次に齋長官、御輿駕輿丁が前後それぞれ二十人、御輿の長が左右それぞれ五人、女嬬それぞれ十人（はしりわらわ）、執物十人。それぞれあい連なつています。次に腰輿・供膳の唐櫃三荷、雜器の荷物が二荷、膳部が六人。次に陰陽寮の漏刻。次に騎女十二人（『江次第』十人）、童女四人、院司

二人、唐櫃十荷（神宝）、藏人所の陪從（お供）六人。

次御車・内侍車相つづく（近代後にありと云々）女別当の車・宣旨の車・女房の車（童女是中にあり）馬寮の車相つらなれり。齋王（『式』二見ニ）（37）先づ下の社より詣給ふ。暫く社頭の小舎に留りましまして御衣裳を清き服に着しあらためられて後、腰輿に召して御社に入おはします。これより輿ノ長御こしを昇奉る。<sup>カギ</sup> 凡賀茂両社の式に神の御告ありしより社に詣る事も奉る幣物なども下社を先にせらるる例なり。伊勢の外宮より先にせらるることしと云々。扱、社より十許丈こなたにて下輿ましまし歩行あり。此の道の程両面（39）を敷く社の前左の殿に座給ふ。其作法はもらしつ。事了て社外に出まして牛車に駕し給ひ上の御神にまいらせ給ふ。先づ幄の内に入れ給ひ暫ありて社前の右なる殿に入りおはしまし座し給うて御拝、祭儀・祝詞の事おはればまかでさせ給ふ。山城介・東宮の御使・中宮ノ使・馬寮の使・近衛使・内蔵使各例のままに御幣物など捧たてまつらしめ、毎度大かたは及夜のよし社記分明也。御車にも葵をかけつらね、使の雲客社司までも然る也云々。

二人、唐櫃十荷（神宝）、藏人所の陪從（お供）六人。

次に御車、内侍車が相続（近代は後の方にあつたそうです）、女別当の車、宣旨の車、女房の車（童女がこれに乗つている）、馬寮の車が相连なり、『儀式』によれば、齋王はまず下社に詣られます。しばらく社頭の小舎に留まられて、御衣裳を清い服に改められた後に、腰輿に乗られて神社にお入りになります。これより輿の長が御輿を担ぎます。そもそも賀茂の両社の式においては、神様のお告げにより、神社にお参りするのも、幣物を奉るのも下社から先にされるのが例です。これは伊勢でも外宮から先にされるのと同じと云われています。さて、社より十丈ばかり手前から輿より降りてお歩きになります。この道の途中に両面の畳（畳の縁が錦で、天皇専用の畳）を敷いている社の前の左の建物にお座りになります。その作法は省略します。下社の儀式が終わって神社の外へ出て、牛車にお乗りになつて上社にお詣りになります。まず、幄の中にお入りになつて、しばらく経つてから社前の右の建物にお入りになり、お座りになつて拝れます。祭の儀式や祝詞が終わると退出されます。山城介、東宮の御使、中宮の御使、馬寮の使、近衛使、内蔵使は、それぞれが慣例の通り御幣物などを捧げお供えして、毎度大かたは夜までかかつたことが社記によつて明らかです。御車にも葵を掛け並べて、使の殿上人や社司までも葵を掛けていると書かれています。

凡此祭の内侍を出し立給ふは中納言の息女を立しめるる例にて、此賞に依て除目などにも年給(40)を恒例にまし給ふ事也云々。此祭の出立前日、朝廷にして天子出御なりて使などめして饗膳献酒の儀式ありて舞人舞楽を奏し奉る。御試の舞楽也とぞ申侍る。還立とて祭使御所にかへり参りても音楽など儀式見物なりければ（「百練抄」）永久四年四月廿三日の還立の儀式御見物とて太上皇（鳥羽院）右大臣以下召具せられて内へ御幸なりけり。連年の事也云々。

抑又當社臨時祭と申は人王五十九代宇多天皇（41）寛平元年十一月下ノ西日始てまつり奉らる。関白昭宣公（42）の嫡男本院のおとど（43）（時平公なり）其時は近衛中将なりしを勅使に差參せられ、此時藤原敏行朝臣（44）に仰られて和歌を奉らしめらる。（古今集）

ちはやぶるかもの社の姫小松  
よろづ代ふとも色はかはらじ

と詠じて奉れり。此祭の儀式・官幣・神寶・神馬・舞人以下四月の「」とくにて御代々恒年として奉らせ給ひける。

一般に、この祭に内侍をお出しになるのは中納言の娘を立てられるのが慣例で、この功績によつて除目などにも年給を恒例よりも増加されるという慣わしとのことだそうです。

この祭の出発の前日には朝廷では天子がお出ましになり、近衛使以下をお召しになつて、饗膳献酒の儀式があり、舞人が舞樂を演奏いたします。これは「御試しの舞樂」であると申します。還立と称して、祭使が御所へ戻つた後に音楽などの儀式を見物されました。（『百練抄』によると）永久四年（1116）四月二十三日の還立の儀式の御見物のため、太上皇（鳥羽院）が右大臣以下のお供を引きつれて、天皇の御所へお出かけ（御幸）になりました。これは毎年のことであるとのことです。

そもそもまた、当社の臨時祭と言うのは第五十九代の宇多天皇の寛平元年（889）十一月下の酉の日に初めて催行されました。関白昭宣公の嫡男の本院の大尉（おとど）（時平）はその時は近衛中将でありましたが、勅使として派遣されました。この時、藤原敏行朝臣に命じられて和歌を奉らせられました。

ちはやぶるかもの社の姫小松  
よろづ代ふとも色はかはらじ（古今集）

と詠んで奉りました。この祭の儀式・官幣・神寶・神馬・舞人以下の月の祭と同様に天皇の御代々に毎年の恒例として奉らせられました。

其次第等諸家の旧記歴然なればくはしく註進にあたはず（『寛平御記』、『大鏡』、又『皇太神宮記』）。但寛平の帝（45）の始め奉られし御事は、此天皇いまだ大人にて王侍従と申せし冬の比、賀茂河原に狩し給ひける時、俄に天霧立満て四方暗くなりて御神現形（46）ましまし告宣へく、「我是賀茂の神也、当社に冬の祭なくて物うく覚ゆるに臨時の祭を給はるべし、此契約を申さんために現形し侍りぬ」と仰られければ、答へのたまはく、「我に宣告給ふてもすべき身に候へば帝へ申させ給へ」とありしかば、「思ふやうありて申也、たがへ給ふまじ」とて御形見えずあがらせ給ひしかば、忽霧晴わたれりけるに、侍従の大君かたじけなく恐み給ひ奇異の思ひをなしあせしに、其時の當帝は清和帝第一の親王にて陽成院と申せし御代也（以下『愚簡抄』の意をとりて記せるものにや）、九歳にして御即位なり、御母後の御はらから（兄弟）にて昭宣公摶政し給ふ。然に此帝叡心御物くるをしくて帝道にかなはせ給はぬ御事をのみ好せ給ひければ、摶政誠を尽くし諫させ給へとも改め用ひ給はざればなげき詫させ給ひて公卿僉議に及ぼし、既に御位をすべらしめ給ひて（47）、

その次第などは多くの家に伝わる古い記録類にも明らかにされているので、この報告するには及びません。ただし、寛平の帝（『寛平御記』、『大鏡』または『賀茂皇太神宮記』によると）がこれをお始めになつた経緯は、この天皇がまだ王侍従と呼ばれて臣下であつた頃のある冬の日に、賀茂河原で狩をなさつていた時に、俄に霧が立ちこめてあたりが真っ暗となり、賀茂の神様が姿を現されて告げられました。「自分は賀茂の神である。この社には冬の祭がなくて何となく淋しく物足りなく感じているので、臨時の祭を催してはくれないか、この事を告げよう」と思つて姿を現したのだ」と仰せになつたので、答えて「私におつしやいましても術のない身ですから、陽成天皇に仰せになつて下さい」と言つたところ「思うところがあつて言つてるのである。約束を違えないように」とお姿は見えなくなつて昇天されたらたちまち霧が晴れわたつたので、侍従の王（後の宇多天皇）は有難くも畏れ多く不思議な思いをしていらっしゃいましたが、その時の天皇は清和天皇の第一の親王で陽成院と呼ばれた帝の御代でありました。（以下は『愚簡抄』の意をとつて書いたものでしようか）この天皇は九歳で御即位になり、母后（藤原高子）の兄の昭宣公（藤原基經）が摶政をされました。しかし、この帝は感情が激しくて、天皇の道に適わないことを好まれたので、摶政が誠意を尽くしてお諫めなつたけれども、お改めにならず、お取り上げにもならないので、昭宣公は残念に思われて

公卿一同の評議に持ち込んで、とうとう御退位させ奉りました。

次の帝にいづれかと議り問ひ給ひて、帝徳にもかなひ給ふ聞えあればとて、小松の帝（光孝天皇）いまだ式部卿親王と申してかすかなる躰（48）におはせしを御位に迎へつけ給へりしが、三年ばかり御位にて、其御子の末に王侍従と申に御譲位ありて宇多天皇と中是也。神約のいちしるきを覚し出で、臨時の祭を奉られ御敬神の官幣年<sup>う</sup>とに奉り給ふ事嚴重に詔を下し仰せられるとぞ。かの霧立しことを『続古今集』ニハ賀茂臨時祭ノココロヲトアリ)

きりふかきかもの河原にまよひしや（ふかき一本こめて）

けふの祭のはじめなりけん（一本なるらん）

と『続古今集』（49）に閑白左大臣良實（50）の詠にて入侍りし。此祭の發遣の高莊なる事、葵祭に大概おなじ、挿頭の花などぞ異なる。兼日

ちはやぶるかもの河邊の藤浪は

かけて忘るる時のなきかな

次の帝は誰にしようかとお詰りになつて、天皇の徳にふさわしいとの評判もあるので、小松の帝（光孝天皇）がまだ式部卿親王と言つてとりたてて人目につかないご様子でいらっしゃつた方を迎えて御位に就けられました。しかし、三年ばかりの在位期間であつて、その末のお子の王侍従と呼ばれる方に位をお譲りになりました。宇多天皇と申し上げるのがこの帝であります。神様との大事な約束が確かにあつたこと思い出されて、臨時の祭を奉られ、御敬神の官幣を年毎に奉られることを、詔勅を以て厳かに仰せだされたとのことであります。

かの霧立ちしことを『続古今集』ニハ賀茂臨時祭ノココロヲトアリ）

きりふかきかもの河原にまよひしや（ふかき一本こめて）

けふの祭のはじめなりけん（一本なるらん）

と『続古今集』に閑白左大臣良實（よしざね）の歌として撰ばれています。この祭への使者の出発が極めて重々しく厳かであることは、葵祭とほぼ同じ

ようですが、挿頭の花が違つています。臨時祭以前の日に試樂（予行演習）として舞を御覧になります。還立の皇居の内での式はここに書くのも畏れ多いことであります。この祭の使に立つた朝に挿頭の花をさして左大臣の方のもとにいい遣わしたとして、参議兼茂（かねしげ）の娘兵衛と呼ばれる女官の歌に『拾遺集』十九巻）

ちはやぶるかもの河辺の藤浪は

かけて忘るる時なきかな

承久二年十一月廿四日臨時祭つかひに一度立て侍従の宰相(52)定家

卿、神主重政(53)がもとへ送られし(『花鳥余情』云、賀茂臨時祭ノ挿頭、使ニハ藤、舞人ニハ桜、陪従ニハ山吹ト有)

立かへり一たびかざす藤浪を

みたらし川に神やうけん

返し

神がきにふたたびかざすふちの花

雲のうへにぞかけなびくらむ

此祭に琴など持つらなりしを、そのことなくなりぬとなげきて、三位氏久(54)の神主のよめる歌、則新千載集に入られける、其詞書に(新千載集第十)

當社の臨時の祭に山城國のみこと(御琴)もち(持ち)などもなくて社の和琴をかり渡され侍りければ、みし世にもあらずすたれ行くさまを思ひずすたれ行くさまを思ひつづけてよみ侍ける 従三位氏久

引かへてなり行世こそ悲しけれ

昔のことのしらべならねば

卯月の葵祭も寿永のさわぎより此比ほひの世の乱にて、神事料も落行つれば祭も絶々なりしを、鎌倉の大樹(55)の御時、公家に仰合せられられて神領などもかへし寄られ、神事も再興ありしとなむ。

承久三年(1221)十一月一十四日臨時祭の勅使に一度立った侍従の宰相定家卿が神主重政へ贈られた歌に(『花鳥余情』には、賀茂臨時祭の挿頭は、使には藤、舞人には桜、陪従には山吹と書いています)立ちかへり一たびかざす藤浪を

みたらし川に神やうけん

返し

神がきにふたたびかざすふちのはな

雲のうへにぞかけなびくらむ

この祭には、かつて琴などを持つて参加していたのが、今ではそれももなくなつてしまつたと嘆いて、三位氏久神主が詠んだ歌は『新千載集』に入れられました。その詞書に(『新千載集』第拾)、

當社の臨時の祭に、山城の国の御琴持などもなくて、社の和琴をかり渡され侍りければ、みし世にもあらずすたれ行くさまを思ひつづけてよみ侍りける 従三位氏久

引きかへてなり行く世こそ悲しけれ

昔のことのしらべならねば

卯月の葵祭も、寿永年間の騒乱よりこのかたの乱世のために、神事料を出す莊園も少なくなり、祭も絶え絶えになつていていたのですが、鎌倉の征夷大将軍(源頼朝)の時に朝廷の意向をくまれて、神領も返還

或記（『東鑑』）云、嘉禎四年四月十六日辛酉、賀茂祭を將軍家御見物

ありけり、勅使の出立出車騎馬のかざりまで例年に超て花美なり、大樹の御家人（家吾妻鏡定一本家）廷尉・能行・定平・基政・光頼・頼業等大路を渡る御棧敷の前にしては、ことに心づかひし侍ると云々。

（『賀茂皇太神宮記』少異）五月五日競馬は堀河院の御歎願にて五穀成就天下安全の御祝祷として寛治七年より始らる、十番廿疋の馬料を寄られ例年に執行せしめらる。かの武徳殿にてありし面影をうつされ勝負の楽を奏し、神寶なども以前に渡る也、乗尻は近衛司の左右にあらそふ事身をして勝負をきそひいどみしとぞみえし。くらべ馬の歌に

とねり子かちかふる馬のあしからに

心くらべのみえもする哉

又競馬右方のかちたるには狛の乱声を奏するといへり。かやうの式は『競馬記』にくはし、しるすにあたはざる儀也。定家卿近衛の将なりし時、乗り給ふとて、社に定家鞭とて今に伝へたり（今不見）。彼卿の歌に（或書三悦目抄三歌基俊作）

埒のうちにくらぶる駒のかちまけは

のれるをのこの鞭のうちから

（『賀茂皇太神宮記』は少し異なる）五月五日の競馬は堀河院の御発願で、五穀成就天下安全の御祈祷として、寛治七年（1093）から始められました。十番二十頭の競馬の御料を寄進されて、毎年これを行わせられました。かつて武徳殿で行われていた姿形（様式）のままを移されて勝負の舞楽を演奏し、神宝なども以前の通りに伝えられました。近衛府の舍人たちが乗尻として左方右方に分れて争う有様は、一身を抛つて勝負を挑んだと書かれています。競馬の歌に

とねり子がちかふる馬のあしからに

心くらべのみえもする哉

また、競馬の右方が勝つたときには「狛の乱声」を演奏したと云います。このような儀式は『競馬記』に詳しく書いてあるので、ここでは特に書くまでもないことです。定家卿が近衛の将であった時に、馬に乗られたということで、神社に定家鞭というものが伝わっています

されてきたので、神事も再興されたそうです。

また、ある本（『東鑑』）によれば、嘉禎四年四月十六日に、賀茂祭を將軍家（四代將軍九条頼經）が見物されました。勅使の出発のいでたち、出車、騎馬の飾りにいたるまで例年以上に華美がありました。將軍の御家人（家のところ吾妻鏡では定、一本は家）廷尉、能行、定平、基政、光頼、頼業らは、大路に来ておられる太守の棧敷の前では殊に心遣いをしたそうです。

(今はりません)。この卿の歌に（或書『悦月抄』にこの歌は基俊の作と書かれています）

埒のうちにくらぶる駒のかちまけは

のれるをのこの鞭のうちから

と読み給へるはしらず」と時にてや侍る。此競馬料も寿永元暦の比社納なくなりて候つるを、鎌倉右幕下（頼朝）（64）の御くだし文、東鑑に記されたるごとく神領五十余ヶ所よせられし内に『東鏡』四十二ヶ所）、十番の馬所載せて候。一番は美作國倭文庄の御馬、二番は加賀金津庄の御馬、三番播州安志庄、四番能登國土田庄の御馬、五番美濃國脛長庄、是等の庄々此外何れも廿疋の馬を其の庄よりぞ出したてける。元亨の比競馬料運送なかりしを、尊氏將軍の御時の下文にて、他國の神領少々かへしよせられて、諸神事簡略ながら社家の沙汰（65）として無退転勤来候。武家の御所より御祈のため名馬など引たてられて度々御覽じける事あり。近代には天文廿一年五月五日義輝公（66）渡御番は美作國倭文庄の御馬、一番は加賀國金津庄の御馬、三番は播州安志庄、四番は能登國土田庄の御馬、五番は美濃國脗長庄、これら庄々、この他の庄のいづれも二十頭の馬をそれぞれの庄から差し出しています。元亨の頃は競馬料は納入されませんでしたが、尊氏が将軍の時に命令書を出して、他の国にある神領が少々返還されました。諸神事も社家の行事として簡素ながら勤めてまいりました。將軍家の御所から御祈りのため名馬などを引き連れて度々御覽になつたことがあります。近くは天文二十一年（1552）五月五日に足利義輝公がお越しになり、ご見物なされました（社記に見えます。ただし、この後も度々お越しになりました）。その時はさらに二番の臨時の競馬がありました。乗尻も御馬もそれぞれふさわしく優れたものを、神事が終わつ

とお詠みになつたのは、この時のこと、あるいは違う時のことかも知れません。寿永元暦の頃には神社へのこの競馬の御料（競馬料）の納付もなくなつていましたが、鎌倉の右幕下（頼朝）の御下し文があつて、『東鏡』にも書いてあるように、神領五十余ヶ所（東鑑では四十ヶ所）を神社に寄進された中に十番の馬所が記載されています。一

番は美作國倭文庄の御馬、二番は加賀國金津庄の御馬、三番は播州安志庄、四番は能登國土田庄の御馬、五番は美濃國脗長庄、これら庄々、この他の庄のいづれも二十頭の馬をそれぞれの庄から差し出しています。元亨の頃は競馬料は納入されませんでしたが、尊氏が将軍の時に命令書を出して、他の国にある神領が少々返還されました。諸神事も社家の行事として簡素ながら勤めてまいりました。將軍家の御所から御祈りのため名馬などを引き連れて度々御覧になつたことがあります。近くは天文二十一年（1552）五月五日に足利義輝公がお越しになりました。その時はさらに二番の臨時の競馬がありま

てから走らせたとのことであります。その後、元亀三年に織田信長公のぶながも御見物されました。また、天正十二年(1584)には、御即位が予定されていた後陽成天皇が、まだ親王御所とお呼びしていた時に、神様に御参詣のため競馬の日に行啓があつて御覧になりました。

又永禄七年には公方(足利義輝公)の御願として廿疋の御馬引たて奉らる。鞍皆具(67)までいときらきらしく目出たかりし見物也とぞ社記に見え候。永禄十二年に公方義昭公渡御、御馬廿疋引立らる。元亀元年の記〔有職抄〕云、武家御所(68)の御馬廿疋の内に荒馬三疋あり、一番左は倭文ノ料馬社例の」とく二番金津の料馬は八番へさがり、一疋は九番へさがり、一番は十番へ下る。公方の御料の御馬とても足ぞろへに出足遅ければ社法にまかせて如此なり。御馬奉行立腹無是非云々。又天正二年競馬には信長公御祈願として廿疋の御馬を出し立らる。此時御召用の鞍皆具の飾あたらしく仰付られたるを、賀茂ノ社人に乘初させよと太田又助(69)と申せしを御奉行にて仰せくだされしを、其御奉行社家にて語り給ひしは、此御鑑は攝州一ノ谷を義経の落し給ける時の鑑なり。又御鞍は頼朝の御鞍なりしを相伝て越前の畠田殿(田一本作山)(70)より被進候を修飾など仰せつけられしを、今日乗初に且は御祈念と思召していまだ出来せしより召事なくて御馬に具して引立らると云々。(此時乗馬ハ岡本宮内少輔保望也)

また、永禄七年(1564)には公方(足利義輝公)のお願掛けのため二十頭の馬を引き立てて奉納されました。鞍を始めとしての馬具も輝くばかりで申し分なく素晴らしい見ものであったと社記に書かれています。永禄十二年(1569)に将軍義昭公がおいでになり、御馬を二十頭引き立てて来られました。元亀元年(1570)の記録〔有職抄〕によれば、武家御所の御馬二十頭のうち荒馬が二頭ありました。一番左方の倭文庄しどのしょうの料馬は当社の慣例通りで、二番の金津の料馬は八番に下がり、一頭は九番に下がり、別の一頭は十番へ下がりました。将軍様の御料の御馬であつても、足汰あしづなえで出足が遅かつたならば、当社の競馬の規則によつてこの通りであります。将軍の御馬奉行が腹を立てたのは是非もなしといふことであります。また、天正二年(1574)の競馬には信長公の御祈願といふことで、二十頭の御馬を出し立てられました。この時、御召用の鞍その他の馬具のかざりを新しくするよう命ぜられたのを、賀茂の社人に初乗りさせよと大田又助と申す人を御奉行として仰せつけられました。その御奉行が社家においでになつて話されたのは、「」の御鑑あがみは摂津国一ノ谷を義経よしつね

希代の名物とて社家中拝見したる由社記に見えたり。此等の例によりて秀吉太閤の御時にも御馬出し立らる。其外武家の御衆へ仰られて廿疋ながら各おとらぬ逸物のはや馬ども出し立らる。されど馬の番立をば古をあらためず、かの昔の庄々の名どもを乗尻の廻文にも書きたりて、今に此神事のみ武家の御とりもちゆえに御馬出候へば、外の入用は少分の社家僅づつ分納る。(競馬入料ノコト) 紿田役田の領米に石打米(71)かけて都合二百三十石計り、競馬足汰五日両日の雜用を例年怠事なく勤来候。葵祭臨時祭も神前の作法どもは神供以下甚簡略ながら勤來り申候。

又正月十四日御棚會(73)と申す御神事は左に申すごとく、後一条院御代、愛宕郡を賀茂御神事領に御寄附せられしより、今に河上郷(賀茂郷)、大宮郷、小山郷、岡本郷(錦部郷)、中村郷、小野郷等の御棚を白木を以て新造いたし、安曇河の大鯉人鮒と号して小鯉小鮒をそなへ、海魚も小魚干魚等を代とし、雉子付鳥などかの棚六脚に盛かざり、毎年そなへ六捧の幣を奉り候、

が攻め落とされた時の鑑である。また、御鞍は頼朝公の御鞍であつたものを今に伝えて、越前の畠田(畠山)氏から進上されたものを飾り付けるよう仰せられていたのですが、今日乗り初めに使い、且つは御祈念の事とお考えになつて、まだ出来上がつてから御自分ではお召しになつたことがないのに、御馬に取り付けて引き立てられたものである」とのことでした。(この時の乗馬は岡本宮内少輔保望でした)この世にも稀な名物であるとのことで、社家中の人々が拝見したことが社記に書かれています。このような先例があるので、豊臣秀吉太閤の時も御馬を出されました。その他、武家の人々に命令されて二十頭ともに、それぞれ劣らない逸物の足の速い馬をお出しになりました。しかし、馬の番立は古い形式のままにしており、かつての莊園の名などを乗尻の廻文(番立表)にも書いていまして、今でもこの神事だけは武家のお世話になつて御馬を出して頂いていますが、その他の入り用な費用は分限の少ない社家が僅かづつ分担して納めています。紿田や役田の領米に石あたりの率(石打米)をかけて全部で一百三十石ばかりとなります。これで競馬の足汰と五日の両日の雜費を毎年怠ることなく勤めできました。葵祭と臨時祭も神供以下神前の作法なども、はなはだ簡略ではありますがあ勤めしてきました。

また、正月十四日の御棚會という御神事は以下に述べるように、後一条天皇の御時に愛宕郡を賀茂御神事領として御寄附されてから二

の方、今でも河上郷（賀茂郷）、大宮郷、小山郷、岡本郷（錦部郷）、中村郷、小野郷などの御棚を白木を使って新調し、安曇川の大鯉大鮒と云つて小鯉小鮒をお供えし、海の魚も小魚や干魚などを代わりにお供えし、雉子、付鳥などをこれらの御棚六脚の上に盛り飾り、毎年これらをお供えして御幣六捧を奉っています。

此の暁の御戸開き古より今に刻限を不違つとめ來候。此の御戸開きの事を、五條三位俊成卿の歌に（玉葉神祇）

十日あまり四といふ夜の御戸開き

ひらくる御代はかくぞたのしき（一本めでたき）

此の歌はかの卿通夜し給ひしに告給ぶともいへり。又家隆（72）卿も

（玉吟集）

神山の正月のなかば月さえて

鳥の初音に御戸開くなり

此御神事の儀式のみ大を小にもちるかへ候ても神供以下かはる事な

く勤米候は、かの六郷の領知ども（天正）御検地より零落にて、大野

郷などは大かた大徳寺領になり、小山・小野郷も他領になり行候へど

も、かつがつ今に社納あるゆへに其領に石打米をうちかけて絶ざると

見えて候。（コレ即チ御棚打ト称スル者ナリ）自余の神事は貴布補の両

度の祭に四月朔日神供の御から櫛七合に魚鳥神膳の御そなへ（手<sup>クボチ</sup>）

（74）・ひら手に、賀茂の供御所にて盛どとの（賀茂より昇き運び、毎

年の祭いまに絶ゆる事なし。

この十四日の暁の御戸開きは昔から今に至るまで刻限<sup>こげん</sup>を変えることなく勤めてきました。この御戸開きのことを五條三位俊成卿の歌に（玉葉神祇）

十日あまり四といふ夜の御戸開き

ひらくる御代はかくぞたのしき（一本めでたき）

神山の正月のなかば月さえて

鳥の初音に御戸開くなり

この歌は俊成卿が夜通し参籠祈願された夜にお詠みになつたとも云われています。また、家隆卿も（玉吟集）

神山の正月のなかば月さえて

鳥の初音に御戸開くなり

この御神事の儀式だけは、大を小に変えることはあつても、神供など

を始めとして変わることなく勤めて來たのは、これら六郷の領地の知

行が（天正）御検地からこのかた零落して（六郷の検地で他領になつた

のは大宮郷と小山郷）、大野郷などは大部分が大徳寺領になり、小山、

小野郷も他領になつてしましました。しかし、多少なりとも今も当社

への納人があるので、その領地に石打米（石高割の定免）を課して、

此の神事には賀茂より社司氏人こと」とくまいり、かつらかけ渡し、帰路に市原野にて駒乗かへし秘歌を唱ふる社例あれば、かの所をかれ

の馬場と唱ふ、歌連と書けり（歌連ノ芝元ハ連々ノ芝ナリ）。此翌日には還立とて賀茂廳屋にて、ひほろけ（胙ト書也）とて社司氏人直會の事あり。其外貴布補の芝田樂（75）と申事今に勤来りて候もことぶりで、八乙女八人まいりまだら蓋（76）を着し、ちはやの袖を翻し神歌を唱て

めでたき作法につとめ来れり。又止雨祈雨の事は昔より勅使を立てて祈雨には黒毛の神馬、止雨の御祈には赤の駒を引立られて宣命を読みみてぐら（幣帛）をささげ給ふ。賀茂氏貴布補の社職かけたる祠官其外神主以下彼社に参りむかひて祈り奉る事也。かの雨乞によみける賀茂幸平（77）が歌『新古今集』（十九神祇歌）に入たり。其詞書に

この神事には賀茂から社司も氏人もこと」とく参詣し、八乙女がかつらをかけ渡して、帰り道では市原野で馬を乗りかえ、秘歌を唱えることが当神社の旧例となっています。その場所を「かれの馬場」と唱え、「歌連」と書いています。（「歌連の芝」はもともとは「連々のせ」といいました。）その翌日には還立と云つて、賀茂社の厅屋において胙と呼ぶ社司と氏人の直会があります。その他、今まで勤めている貴布補の芝田樂という神事も由緒深く、八乙女が八人参り、班蓋を着て、ちはや（小忌衣の一種）の袖を翻しながら神歌をとなえる見事な作法で勤めてきました。

社司とも貴布補に参りて雨乞し待けるつるでによめる

大み田のうるほよばかりせきかけて

井せきにおとせ川上の神

かやうの神事ども年中七十余度、今にその神前の式法怠事なしといへども神供など甚簡ながら小分の社領ゆへとのへわづらふ御事ばかりに候。

祭が絶えないようにして來たと書かれています。これが即ち御棚打ちと呼んでいるものです。その他の神事は貴布補の年に二回の祭で、四月一日の神供は御辛櫛七合に魚鳥神膳の御供えに窪手（葉椀）ひら（葉盤）にお供えを、賀茂の供御所で盛り付け整えて、賀茂から担いで運び毎年の祭を今でも絶えることなく続けています。

また、止雨、祈雨の神事では昔から勅使を立てられ、雨乞いの祈りの際には黒毛の神馬を、雨を止めるお祈りには赤毛の馬を引き立てられて、宣命を読み幣帛を捧げられました。賀茂氏の貴布補社職に任じられた祠官やその他神主以下がこの神社に参向して祈願申し上げました。雨乞の時に詠んだ賀茂幸平のかの歌が『新古今和歌集』に

入っています。その詞書には

社司とも貴布補に参りて雨乞し侍けるつるでによめる  
大み田のうるほふばかりせきかけて

### 井せきにおとせ川上の神

このような神事が一年間に七十数回もあり、今でも神前の作法は怠ることはありませんが、神供などははなはだ簡略ではあります、社領が少ないため神供なども整えるのが難しくて苦労する事ばかりです。

然ども當皇太神宮第一の葵祭に、勅使官幣の立申さざる事のみ社家中年比の歎にて候へば、天の下五穀成就の御祈は國家太平の根本たる御祭の御再興に過べからず候と葵草の二葉にかけて年ごとに神にいのり、君に願ひ奉るばかりに候。いづれの御方さまにも此神國の古風をあふぎ起させ給はば、などか御武運長久御子孫繁栄國家太平の神鑑を照し給はざらむや。(元禄七年御再興あり、此の書は其の前なり)

然しながら、当皇太神宮第一の祭である葵祭に勅使が立たず官幣も奉られないことばかりは社家中皆の年来の歎きでござります。国中の豊作のお祈りは国家太平の根本であるところのこのお祭の御再興以外にはないと考えます。葵草の双葉にかけて毎年神に祈り、わが君(徳川綱吉公)様にお願い奉るばかりでござります。いづれの御方さまもこの神の国の古い慣わしを復活するよう御配慮くださいますならば、どうして貴方様の御武運が長久で御子孫が繁栄し国家が太平であることに神のおめぐみを給わらないことがありますか。(元禄七年に葵祭(路頭の儀)が再興されました。この本はその前に書かれました)

## 釈註

(1) 志貴島宮御宇天皇 欽明天皇 (532~571)。この文の前に「いろせ、玉依日子は今の賀茂県主らが遠つ祖なり。その祭祀の日馬に乗る」との文がある。本朝月令所引秦氏本系帳の文。賀茂縁起と同様に、「山城風土記逸文」とされ、当宮本縁 (39) の文に続く。以下、「始まり」と云々」まで風土記の文。

(2) 天下国挙りて風吹き雨零く 欽明紀廿八 (567) 年条に「郡国大水飢、人相食、転傍郡穀以相救」(国々大水いでて飯に飢えたり。或いは人相食らう。傍らの郡のたなつものを運びて相救えり)とあり。

(3) ト部伊吉若日子

伊吉若日子は大山昨命の孫である。

國葛野郡「月読社々司」押見宿禰が月読神を葛野郡桂の里に勧進したと伝える。月読神は大山昨命と並ぶ松尾社の祭神。社家の松室氏、伊木氏は壱岐県主若彦の後裔と称する(ただし、伴信友は瀬見の小河のなかで、中古の世系に付会牽強の跡ありと指摘している)。賀茂祭の当日

早朝に「松尾社司」が挿頭の料を奉る(下文)「故事の来歴か?」ト部は古代の職業部。龜トによる占凶判断や大祓えの解除・諸祭祀の雜務に供奉。令制下では伊豆、壱岐、対馬から計二十名を貢上、神祇官に属し、常勤の「宮主」、ト長上、と非常勤の一般のト部を構成した。承和の遣唐使に従つたト部宿禰平麻呂の曾孫兼延が神祇大副に任じて後世襲し

代々宮主職を独占、吉田、平野社のト部氏となつた。

(4) 四月吉日 四月の中の酉の日。以後、明治にいたるまで「」の日が賀茂祭の日であった。即ち、奈良朝の国祭であるが、平安初期の平城天皇大同元年、初めて賀茂祭に官幣使が遣わされ、そのため山城国司の出向する国祭は申の日に移された(皇年代略記、一代要記)。嵯峨天皇弘仁十年には賀茂祭が宮中の祭儀や神宮の神嘗祭と並んで中祀に准ずることとなつた(日本後記同年三月十六日条)。

(5) 猪影を蒙り 風土記逸文は猪頭、影は誤り。蒙るの原義は頭部を含む獸皮の全体で、蒙るの本義は縫いぐるみのように獸皮を頭から被ること。猪頭は財神(福神)を祀る意(字通)。中国大陸の風俗の影響が見られるのは秦氏との関係か。

(6) 月令 本朝月令のこと(前出)。

(7) 楓山の葵 「年中行事秘抄賀茂旧記」に、「奥山賢木を取り阿礼を立て種々の緑色を悉せ、又葵楓の蔓を造り嚴かにこれを待て」とあれば、中古の世系に付会牽強の跡ありと指摘している)。賀茂祭の当日遠理命条に、海神の宮へ魚鱗の宮、綿津見神の宮へを訪ねるが、その門の傍らの井の上の「ゆづ香木」へゆづは齋つて神聖などという意、神の降臨する神聖な桂の木で、これに登ることによつてその身分を示す√があり、その木の上に坐つて待つと海神の娘豊玉毘売命(玉依日女の姉)に出会うという説話がある。

(8) 内藏寮 (くらりょう) 律令制官司、中務省の被官。天皇にかかる財政を担当。宝物の保管・出納、天皇の御服の調進、臨時の勅による物品の調達などを管掌。のち、諸社・陵墓への奉幣、内裏の宴での饗饌の準備なども担当。

(9) 樟物 (くわぶつ) (イ) 古代、官人に支給される給与。季禄、位禄、時服などの物資の形のものをいう。京庫から調庸物の中から支給。(ロ) 労をねぎらい当座の祝儀として給わるもの。衣類が普通。披物。(二) は(ロ)。

(10) 又馬を走らす近衛一人と云々 延喜式に春日・大神・大原野・賀茂の諸社の祭の際、左右近衛府が交互に走馬を供すとある。

(11) 弘仁十年三月甲午 日本後記、弘仁十年(819)二月十七日条。

(12) 大祀・中祀 大祀(大嘗祭)は即ち即位の儀。中祀は伊勢と賀茂に限る。

(13) 鞍馬の飾り 鞍馬(くらば)の飾り。鞍(くらば)、羈(くらば)、鞚(くらば)、鞚(くらば)、鐙(くらば)、鐙(くらば)、鐙(くらば)、腹(あぶみ)、帶(たん)、手綱(てぬい)など馬具を構成する皆具の総称。唐鞍、移鞍、大和鞍の三種あり。鞍は鞍橋のみを指すこともあるが、「」は皆具の意。

(14) 内藏頭 (くらのかみ) 中務省内藏寮の長。從五位上相当。

(15) 天八重雲を分けて天降り給ひし云々 当宮本縁豊葦原ト定記の説参照。

(16) 神徳掲焉 (けられん) 神徳明らか。

(17) 職事 (しきじ) 藏人の別称、また宮中行事の際、当日の行事を執行(奉行)する諸司の四等官。当日当番の最上位の太政官(上卿)といふ)の指揮に従う。

(18) 檢校 仰せ(指図)のもとに監督して執行する。

(19) 内侍 後宮十二司の内、内侍司に属する女官。普通は掌侍をい

う。

(20) 江次第・北山抄・西宮記 「江次第」全廿一卷 大江匡房撰。儀式、政務次第の解説書。十二世紀の成立。

「北山抄」全十卷 藤原公任撰。儀式、公事の書。十一世紀の成立。岩倉長谷にあつた公任の別荘を「北山荘」と称したのに因む。

「西宮記」全廿五卷 源高明撰。村上朝(929~967)頃の恒例行事、臨時の儀式を記した有職書。

(21) 阵 六衛府の詰め所。近衛陣(左府口華門内、右府月華門内)、兵衛陣(左府宣陽門内、右府陰陽門内)、衛門陣(左府健春門外、右府宣秋門外)に左右対称に立地して官人の座や宿を設ける。

(22) 舞人、陪從 舞人は祭で舞を舞う人。お召しで決める。陪從は賀茂・石清水などの祭りの東遊、御神樂などの時の楽人および歌人の総称。近衛使に陪從するので云う。「舞人は衛府の佐どもの、かたち清げにたけだちひとしき限りを選らせたまふ」(源氏物語)。

(23) 往古神託の靈現なるお告げ云々 「天神の御子がいはく、「各々、まさに吾に逢んとすれば、天羽衣、天羽裳を作り、火を炬き、鉢を祭りて之を待て。また、走馬を飾り、奥山の賢木を取り、阿礼に立て、種々の緑色を悉せ。又葵楓の蔓を造り巖かに飾りて云々」年中行事秘抄所引「賀茂旧記」。

(24) 御琴持・菅笠・深沓 取物舎人の者達 琴、菅笠、深沓（兩天用の長沓）をもつ。例えは御琴持は退紅と称する（退紅染の狩衣を着た雜色）。

(25) 求子 国風歌舞東遊びのうち、駿河舞と並ぶ舞。特に賀茂祭で舞う。藤原敏行朝臣「千早振る賀茂の社の姫子松万世ふとも色は変はらじ」冬の賀茂祭（十一月の臨時の祭）のまつりうた【古今集二十東】[参照後出]。

(26) 三献の御かはらけ 酒肴三膳各三杯の盃、いわゆる三三九度の盃。

(27) 謙徳公 藤原伊尹(924~972)。右大臣、摂政、太政大臣。冷泉、円融両天皇の伯父、花山天皇の外祖父。

(28) 執柄 摂政、閔白の異称。

(29) 健児 〔こんじ〕 延暦十一年正式の兵制として諸国に配置された衛士。国一とに郡司など地方の有力者の子弟から採用。

(30) 檢非違使 京中の非違を検察する。衛門府の兼任、やがて訴訟・

裁判まで扱うようになり、権勢強大。檢非違使は嵯峨天皇が設けて令外の官。

(31) 史生・目・椽 史生は文書を作成し、署名をとる書記の職掌を持つ律令雜任の一。神祇・太政官、八省、諸国に配置。目、椽はともに權（次）官。

(32) 宮主 神祇官のト部から遷ばれて天皇などの安泰を龜卜などで占う職。天皇に仕えるのを大宮主という。中宮・皇太后・東宮・齊宮・齊院にも置かれた。

(33) 馬寮 令制下中央政府の用いる馬の飼養を担当した官司。左右あり、官人は武官。四等官を置く。

(34) 園司 女官の検断にあたる司。

(35) 命婦 古代貴族女性一般の称。五位以上を内命婦、五位以上の官人の妻を外命婦と呼ぶ。平安時代は十名程度が中宮命婦として仕えた。

(36) 執物 取物舎人。儀式、祭祀の威儀物を持つ舎人をいう。執物諸司。

(37) 齋王 齋宮と齊院を一括して呼ぶ。

(38) 陰陽寮漏刻 正確には漏刻。水時計。底に穴のある漏壺から水が漏れでるにつれて漏箭に刻む目盛りで時刻を知る。令制では陰陽寮に設置し、漏刻博士が守辰丁を率いて運転し、京内に鐘鼓で時を知

らせた。」の漏洩は漏洩博士か。

(39) **両面** 畏の縁の名。輪違模様の両面錦を用いたもので主に天皇の料。両面錦。

(40) **年給** 天皇、皇族、貴族の特権で、位階官職の希望者を一定数推挙する権利。恩賞としてこの推挙の人数枠を恒より増加した意。

(41) 寛平元年十一月下の酉 寛平元年十一月廿一日

(42) 昭宣公 藤原基経(836~891)。長良の子。叔父良房の養子。関白。

(43) 本院のおとど 藤原時平(871~909)。基経の長男。左大臣。延喜式、二代実録の編纂を主導。諸国の莊園を整理。政敵右大臣菅原道真を太宰權師に遷す。

(44) 藤原敏行(901~961(延喜一))。藏人、因幡守、右兵衛督を歴任、従四位上。三十六歌仙の一。

(45) 寛平の帝 宇多天皇(867~931)。光孝天皇第七皇子。一旦王から臣籍に下がった後、光孝の臨終前に親王に復し皇太子となる。即位後に基經との間で阿衡事件が起る。

(45) ただ人 臣下。

(46) 御神現形 賀茂の神が形を現して。現形は顯形とも書く。出現する」といふ。

(47) すべる 太子が位を去る意。

(48) かすかなる跡 幽かなる跡、目立たぬ様子。

(49) 続古今集 続古今和歌集。廿巻、第十一番の勅撰和歌集。後嵯峨院の院宣で藤原基家、同為家、同行家、同光俊の撰。文永1年(1265)奏覽。それまでの勅撰集に洩れた上代から当代の歌を載せる。

(50) 関白良実 一条良実(1216~1270)。九条道家の次子。一条家の祖。参議兼茂 伝不詳。

(51) 拾遺集 拾遺和歌集。第三番の勅撰集。花山院撰。廿巻。1006年1007年の成立。

(52) 侍従宰相定家 藤原定家(1162~1241)。歌人藤原俊成と美福門院加賀の間の次男。後鳥羽院の和歌所寄人。新古今集選者。侍従は中務省の四等官従五位下相当、宰相は参議の漢名。正二位、権中納言。

(53) 神主重政 神主重保長男。承久三年七月、承久の乱の直後、前神主能久辞任のあとを承け、一二十三代神主補任。1225年卒、84歳。正四位上。歌人、千載集、新古今集他に入集。

(54) 氏久の神主 神主能久の三男。二十八、三十一代神主。1288年薨、78歳。従三位。一説に後鳥羽院の皇子とも(南阿記)。歌人。数代の勅撰集に入集。

(55) 鎌倉の大樹 大樹は将軍の異名。「」では源頼朝。

(56) 将軍家 四代将軍九条頼経(1218~1256)。九条道家の三男、母は源頼朝の姪の娘。

(57) 五月五日の競馬　由緒については古事類苑　武技十四　競馬に詳しい。要説、名称、競馬法、五月競馬、競馬輸物、臨時競馬、私第競馬、諸社競馬、など古記古式の詳細を掲載。

(58) 十番二十疋の馬料　競馬料之御料神領のこと、「寛治の聖代、依勅願諸国江官符を被下より、先第一に美作国倭文庄、第二加賀国金津庄、第三播磨国安志庄を始めとし諸国より貳拾匹の馬料を運送す」  
と競馬記にある。そして、右於諸国莊園「寄進之ヶ所如左として第一美作国倭文庄から第二十三河国小野田庄までを掲載、「右之庄々より馬料運送有之候て嚴重に取行候共、今は右の庄々壱ヶ所も無御座候」。

(59) 武徳殿　平安宮内の馬場の正殿。中和院の西、殷富門の東に位置。当初、馬埒殿、馬場殿と云つた。弘仁九(818)年門号改正により武徳殿と改号。馬場で行われた騎牽、騎射、相撲などの際、天皇が出席した。

(60) ありし面影　姿形（様式）のままを移して。

(61) 乗尻は近衛司の云々　左右の衛府や近衛の舍人達が、乗尻として左右方に分かれて駆け競い、身を捨てて勝負を挑んだ。「凡そ、毎年五月五六日の節日には、天皇武徳殿に御して、左右衛府の騎射、及び競馬を覽給ぶ。中略、衛府の舍人をして左右方を分かちて相競馳せしむ云々。」（古事類苑　武技部十四　競馬）

(62) 狂の乱声を奏する　乱声は舞楽の前奏、舞人の登・退場などの

際に奏する曲。無拍節の笛の退吹おのぶきに太鼓、鉦鼓が加わる。高麗乱声はその曲の一つ。賭ぬの、「競馬、相撲など勝負には、勝方が乱声を奏した（日本史辞典）。「古雙馬馳騁之間、伶人奏乱声、於今無其儀、然今所

擊之金鼓、古乱声之遺風也」（日次紀事初五日上賀茂競馬）。

(63) 知らずこと時にてや侍る　明月記にこの記載なし。一方、明月記建仁二(1203)年三月二十四日条に、「城南寺金剛心院前大路で催された鳥羽馬場の競馬へ後鳥羽院御幸、攝政觀覧くわんに参じて、仰せによつて乗尻の勝者に禄を給した」と記す。こと時や侍るとはこの記事を意識したものか。

(64) 右幕下の御くだし文　鎌倉右幕下。源頼朝。寿永三年四月二十四日に頼朝が諸国に下した「可早任院庁御下文停止方々狼藉備進神事用途賀茂別雷社御領庄園事」として四十二ヶ庄の名を掲げるのが代表例。神領五十四箇所は過大で誤り。なお、頼朝は建久元年十一月権大納言・右近衛大将に任じられ同月末これを辞し、翌正月より前右大將家として政所を開設し、多数の下し文を一斉に出した。

(65) 社家の沙汰云々　社家の行事として怠り無く  
(66) 義輝公　足利義輝(1536~1565)。室町幕府第十三代將軍。父義晴。松永久秀、二好三人衆に殺された。

(67) 鞍皆具　注13) 参照。

(68) 武家御所　將軍家の御所。

(69) 太田又助 太田牛一 (1521~1610~)。天正九年頃は近江の奉行。信長、秀吉に仕えた後隠居し、『信長公記』を著す。

(70) 越前の畠田 畠田は畠山の誤記と思われる。当時畠山氏は越中または能登の守護職。越前は当時斯波氏が守護。越中の畠山か、天正二年の守護は畠山義慶。

(71) 石打米 天正十九年の秀吉検地で社領が 2572 石に激減したのに応じて、神社経済や社司氏人の生活を維持するため、神事料その他諸費用を賄うため、新たに社領田地に石打米をかけてこれを捻出しめた。石別米ともいう。馬は武家が出したので、それ以外の神事料を賄つた。

(72) 家隆卿 藤原家隆 (1158~1237)。歌人。俊成の弟子。定家とならび新古今集選者。百人一首「夏越の祓」の詠。なお、通夜の語は夜通し参籠祈願する」として、神事にも用いた。

(73) 御棚会神事・六郷・御結鎮錢 寛仁元年 (1017 年) に後一条院によって寄進された愛宕郡賀茂・小野・錦部・大野の四郷が、寛治四年 (1090 年) の不輪田六百町の供御、ならびに安曇川御厨を始めとする莊園御厨廿二ヶ所の設定と時を同じくして、河上・大野・小山・岡本・小野・中村の六郷に再編されたが、このとき御棚会神事も始まった。そのとき六郷の田地に御結鎮錢を段別に賦課してその費用としたとされる (須磨千穎 賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究)。なお、結

鎮神事は年頭に鬼神を鎮めるために行う行事で、一般に懸米で賄うが、それは前年秋に納入する (近江国蒲生郡今堀郷村淀、延徳元年十一月四日)。

(74) 窪手・枚手 もと、大嘗会の時などに柏の葉を幾枚も合わせ竹のひごで綴つて中を凹ませた神饌用の食器。枚手と対。

(75) 芝田樂 祈願のため神社の前庭で、舞台などを作らず芝草などの上で演ずる。今伝承せず。

(76) 八乙女・まだら蓋 ちはやの袖 八乙女は賀茂の氏女八人が勤める、注進雑記第七社家諸役人に記す。まだら蓋は着物の柄。ちはやは (禪) は小忌衣、袖は縫わず紙縫繋ぎ。

(77) 賀茂幸平 二十一代神主、正四位下。神主家平五男。康治元年生 (1142~1214 年) 建保二年卒。号鳥居大路神主。鞠足。歌人、新生 (1142~1214 年) 建保二年卒。号鳥居大路神主。鞠足。歌人、新古今集初出。

年中御神事次第

異本書入 此ノ次第ノ外昔者毎月朔日

被進例幣使（1）云々

正月朔日 五節供（2）始巳刻、御戸開（3）、神供自左右調進、  
社司束帶獻御歯固（4）并壽香酒（5）等、樂人奏樂也、  
四方拝（6）有之（拝礼式有之忌子（7）参向）

正月朔日 五節供（句）。御戸開、巳の刻に始む。神供は左右より  
調進す。社司は束帶にて御歯固ならびに壽香酒などを  
献ず。樂人奏樂なり。四方拝これあり。（拝礼式）  
あり。忌子参向す。）

左右トハ補宜方ト祝方トヲ云ヒ、補宜方ハ本殿ノ西方ニ、  
祝方ハ本殿ノ東方ニ候シ神饌ヲ供ス、先ズ補宜方、次祝  
方、各ソノ御供所ヨリ傳進ス。

左右とは補宜方と祝方を云い、補宜方は本殿の西方に、  
祝方は本殿の東方に伺候して神饌を供す。先ず補宜方が、  
次に祝方が、各々その御供所より伝進す。

二日 補宜方節養（8）饗膳酒肴引物、神主沙汰 於社家行之裝  
束布衣（9）（近世断絶）

二日 補宜方の節養。饗膳、酒肴、引き物。神主沙汰す。

三日 祝方節養、正祝沙汰饗膳酒肴以下装束同前（近世断絶）

三日 祝方の節養。正祝の沙汰。饗膳、酒肴以下、装束

四日 鋏始（10）之儀有之、「朝御料與夕御料之間也」、并神主參  
詣于御祖社（11）之事、於社務館有吉書始（12）、謡初等之儀

前に同じ。（近世断絶）

卯杖（13）初卯日卯刻也、御戸開獻卯杖（13）、社司衣冠也

鋏始の儀これあり。「朝御料、夕御料との間なり」。

ならびに神主は御祖社に参詣のこと。社務館において吉  
書始め、謡い初めなどの儀あり。

卯杖 初めの卯日の卯の刻、御戸開。卯杖を獻ず。社司は衣  
冠なり

年中御神事次第（異本の書き入れ、この次第の他に、昔は

毎月一日に例幣使を進めらると云々）

七日	鶴鳴(14)刻御戸開、若菜ノ神供自一方(15)（一本左右） 調進之、並白馬(16)奏覽儀有之、社司衣冠、奏樂如元 日（忌子參向并馬菜女參向）
八日	田所(17)始之儀有之、五郷之田所各淨衣(18)、於社家御 物事有之、但十一日正大工(19)「機」(20)持來申云、 千町万町之機奏渡云々。
十四日	御棚会(21)戌刻也、兼日以六郷御結鎮錢沙汰之、至今 日、同六郷御棚六脚、魚鳥種莫種菜等調進之、社司布 衣、於神庭奉幣。
十五日	鶴鳴刻御戸開、「後夜鐘之時企出仕、參御前」、神供自 一方（一本左右）備進之、社司衣冠、樂人奏物音、如 元日（御粥神事（22））。
同日	夜陰於印鑰前（23）爆竹之儀有之。
十六日	歩射ノ神事(24)、社司束帶、廿一官之補宜祝前後立分 レ四十二射立儀式有之、勸盃祿物沙汰之。
十七日	神主參詣貴布禰社、有歩射之儀。（歩射近世斷絶）
十八日	同日 夜陰、印鑰前において爆竹の儀これあり。 歩射神事。社司は束帶。二十一官の補宜や祝は前後に 分かれ立ちて、四十二回の射立ての神事これあり、勸 盃、祿物これを沙汰す。
十九日	神主は貴布禰社に參詣し、歩射の儀あり。

**燃燈祭(25)** 正月下ノ子日、本社権祝並びに各祝方社司装束布衣参向、  
献小松燃燈草等

**節祭** 一月日不定、神戸之一老(26)沙汰之

**二月土解祭(27)** 日不定、御戸開、神供自一方調進之、社司衣冠、今  
日社務代・権祝・忌子參向干御戸代田、而ト定苗代令

蒔種子

九日 貴布禰祝詞師・精進頭等參向于彼社神供

**三月一日** 御物事、社司布衣

**三月三日** 五節供(28)、巳刻御戸開、神供并桃花辛夷等自左右調

達、社司束帶、巳刻樂人奏樂

**四日** 後宴直会、食薦座(29)、社司布衣

**十日** 徘徊花祭(30)也、但河上郷・岡本郷・中村郷之戸民毎

年勤之

晦日 貴布禰社両官神供經営、於彼亭勤之

同日 露掃并預事二ケ度、饗膳行之

**同日** 来月為御祭神齋、今日令陰陽大夫於祠官家々門々立忌

竹、禁僧尼重輕服穢人

**同日** 露扫一並びに預事一度、饗膳これを行う。

**同日** 来月の御祭神齋のため、この口陰陽大夫をして祠官の  
家々門々において忌み竹を立て、僧尼や服で穢れの重  
き人も軽き人も禁ぜしむ。

正月の下の子の日。本社権祝並びに各祝方社司装束布衣にて参向し、小松燃燈草などを献ず。

一月の日は不定。神戸の一老がこれを沙汰す。

**二月土解祭** 日不定。御戸開。神供は一方よりこれを調進す。

社司は衣冠。この日、社務代、権祝、忌子は御戸代田に参向し、苗代をト定し、種子を蒔かしむ。

九日 貴布禰の祝詞師・精進頭らこの社に参向し、神供を献ず。

御物事。社司布衣。

**三月一日** 五節供。巳の刻に御戸開。神供並びに桃の花、辛夷など左右より調達す。社司は束帶。巳の刻に樂人は樂を奏す。

後宴直会、食薦座。社司は布衣。

**四日** 徘徊花祭なり。ただし、河上郷、岡本郷、中村郷の戸民毎年これを勤む。

**十日** 貴布禰社の両官神供を經営、かの亭においてこれを勤む。

晦日 徘徊花祭なり。ただし、河上郷、岡本郷、中村郷の戸民毎年これを勤む。

**同日** 貴布禰の両官神供を經営、かの亭においてこれを勤む。

**同日** 露扫一並びに預事一度、饗膳これを行う。

**同日** 来月の御祭神齋のため、この口陰陽大夫をして祠官の  
家々門々において忌み竹を立て、僧尼や服で穢れの重  
き人も軽き人も禁ぜしむ。

四月朔日	貴布禰御神祭御戸開為両官 (31) 沙汰、御辛櫛海藻魚鳥種菓種菜四十合調進之、「當時七合也、簡略也、」神主奉幣、衣冠両官自今日夏束帶	四月朔日	貴布禰の御神祭の御戸開、両官沙汰す。御辛櫛海藻、魚鳥、種々の菓子、種々の菜四十合これを調進す。「(現)在は当時の七合なり簡略なり」。神主は奉幣す。衣冠の両官は今日より夏の束帶。
二日	号胙食 (32) 貴布禰一方神供、直会并饗膳献酒於庁屋行之	二日	胙食と号し、貴布禰の一方が神供。直会並びに饗膳、献酒、庁屋においてこれを行う。
同日	於貴布禰両官亭内胙勧益有之	同日	貴布禰両官亭において、内胙 (うちひほろけ) と号して勧益これあり。
氏神社御祭	初申日也、社司山仕、五官 (33) 衣冠、以下之社司淨衣也、舞人十人、騎馬參向于氏神社奉幣、下向小森社 (34) 有舞樂之儀	氏神社御祭	初めの申の日なり。社司は出仕し、五官は衣冠、以下の社司は淨衣なり。舞人十人、騎馬にて氏神社に参向し奉幣す。小森社に下向し、舞樂の儀あり。
中ノ巳口	奉囲御生所 (35) 之儀有之	中ノ巳口	御生所を囲み奉るの儀これあり。
御禊	中午日戌刻御戸開、内陣外陣御掃除、御台盤御八足等令祓清之、今日獻夏神服、奉替冬神服、社司衣冠	御禊	中の午の日。戌の刻に御戸開き。内陣、外陣を御掃除。御台盤、御八足など、これを祓い清めせしむ。この日、夏の神服を献じ、冬の神服に替え奉る。社司は衣冠。
同日	御戸開獻葵桂并神幸有御生所 (36) 之儀	同日	御戸開、葵桂を献す。並びに神幸と御生所の儀あり。
中申日	國祭也、又執柄 (37) 殿下賀茂詣、其次第見干格式 (自中古断絶)	中申日	國祭なり。また、執柄 (摂政または関白) 殿下賀茂詣。その次第は格式に見ゆ (中古より断絶)

中西日 御祭也（38）、巳刻御戸開、神供自左右献之、祠官束帶、但自今日着夏服、或御禊以後更衣云々、奏樂如例、乘馬五匹（忌子参向）

次日 後宴御納礼、スコモ食薦座有之

日不定（39）、御戸開神供以下一向祝沙汰之、社司衣冠、五官各於澤田社前奉幣、權祝・社務代・忌子等參御封田而令為殖早苗

御神樂 日不定、社司布衣、但仁堀庄領主必有出仕（近年断絶）  
（40）日不定、貴布補両官代官並八乙女等參勤干貴布  
補社執行之

五月朔日 御馬（41）番立廿疋足汰馬遲速内覽定十番

三日 競馬乗尻散供祓有之、令陰陽大夫立忌竹禁僧尼穢人等  
四日 御菖蒲并御物事社司布衣、但神主可有出仕

次日 後宴御納礼、ナニモ食薦座これあり。

日不定。御戸開、神供一向、祝これを沙汰す。

社司は衣冠。五官はそれぞれ澤田社の前において奉幣  
權祝、社務代、忌子などは御封田に参りて早苗を植え  
せしむ。

御神樂 日不定。社司布衣。ただし、仁堀庄の領主は必ず出  
仕あり（近年断絶）。

日不定。貴布補両官の代官並びに八乙女らは貴布補社  
に参勤し、これを執行す。

御馬番立二十頭。足汰（あしそろえ）。馬の遲速を内覽  
し、十番を定む。

三日 競馬の乗尻に散供の祓これあり。陰陽大夫をして忌竹  
を立たしめ、僧尼、穢れ人を禁ぜしむ。

四日 御菖蒲並びに御物事。社司は布衣。ただし、神主は出  
仕あるべし。

中西口 御祭なり。巳の刻に御戸開き。神供は左右よりこれを  
献ず。祠官は束帶。ただし、今日より夏服を着し、あ

るいは御禊（中午日）以後に更衣云々。奏樂例の如し、  
乗馬は五匹（忌子参向）

次日 後宴御納礼、ナニモ食薦座有之

日不定（39）、御戸開神供以下一向祝沙汰之、社司衣冠、

植御祭

日不定。御戸開、神供一向、祝これを沙汰す。

日不定。御戸開、神供一向、祝これを沙汰す。

社司は衣冠。五官はそれぞれ澤田社の前において奉幣  
權祝、社務代、忌子などは御封田に参りて早苗を植え  
せしむ。

日不定。社司布衣。ただし、仁堀庄の領主は必ず出  
仕あり（近年断絶）。

日不定。貴布補両官の代官並びに八乙女らは貴布補社  
に参勤し、これを執行す。

御馬番立二十頭。足汰（あしそろえ）。馬の遅速を内覽  
し、十番を定む。

競馬の乗尻に散供の祓これあり。陰陽大夫をして忌竹  
を立たしめ、僧尼、穢れ人を禁ぜしむ。

御菖蒲並びに御物事。社司は布衣。ただし、神主は出  
仕あるべし。

- 五日 五節供（五節句）。巳の刻に御戸開。神供は左右よりこれを調進す。社司は束帶。その後、貴布襦両官の館において饗膳以下これを經營す。また十番の競馬勝負の舞などこれあり。ただし、馬場辺に頓宮屋を構え、勧請し奉り、神主諸司は着座。束帶。また奏楽は元日の如し。
- 六日 昨日競馬之乘尻二十人參詣于貴布襦、御物事有之
- 六月御戸代会(ミトシロエ)（42）日不定、但中古以来六月晦日、襦宜方御戸代会勤之
- 二十九日 小月者廿八日、於二鳥居前夜陰有猿樂（一本二猿樂ノ下三近年矢田大夫勤之トアリ）（一本祝方ヲ襦宜方ニ作ル）
- 晦日 入夜御戸代会神事、御戸開神供自祝方獻魚鳥其外境内之河魚等、社司衣冠、有名越祓（43）之事
- 祝方御戸代会 七月朔日正祝沙汰也（但六ノ晦七ノ朔両日於社家有饗供歌舞之祝儀、近年於社邊構舞台、有猿樂）
- 翌日 昼遊勧盃等如襦宜方之儀（但近代無之）
- 祝方御戸代会(ミトシロエ)（44）月朔日正祝沙汰也（但六月晦日、七月朔日の両日は社家において饗供、歌舞の祝儀これあり、近年社辺において舞台を構え、猿樂あり）。
- 翌日 昼遊、勧盃など襦宜方の儀のごとし（ただし、近年これなし）

七月七日	五節供巳ノ刻御戸開、内陣外陣御神供并河魚索麺（44）	七月七日	五節供（五節句）。巳の刻に御戸開。内陣、外陣御神供並びに河魚や索麺など各々左右がこれを献進す。楽人樂を奏す。（七月十四日、社家並びに地下がこころざしを集め、日の神供これを備進す。両親これある五歳より袴を着し、一老（最高齢者）亭にて御祝儀これあり、神前御備両親ノ輩に転供す。）
八朔	前御備転供両親ノ輩		
二日	献八朔（45）之御神供		
同日	後宴御納礼、社司布衣		
九月八日	鞍馬僧侶於貴布禰社前有地主經（46）修行事		
同日	夜陰社司布衣、着土屋於橋殿南庭有十番相撲（47）内取之儀、大宮・小山両郷者右方、小野・岡本両郷者左方、各饗膳、但貴布禰両官沙汰之		
九日	五節供、巳刻御戸開、内陣外陣御神供自左右調進之、奏樂如元日、神前之儀事了於細殿南庭十番相撲（47）并勝負之舞等有之、舞近代断絶了		
十日	饗膳之儀有之、但左方者中村郷、右方者河上郷沙汰之	九日	夜陰に社司布衣。土屋に着座し、橋殿南庭において十番相撲内取の儀あり、大宮・小山の両郷は右方、小野・岡本の両郷は左方。それぞれ饗膳。ただし、貴布禰の両官これを沙汰す。
十一日	五節供。巳の刻に御戸開。内陣と外陣の御神供は左右よりこれを調進す。奏樂元日の如し。神前の儀事終わりて、細殿南庭において十番の相撲並びに勝負の舞などこれあり。舞近代は断絶す。		
十二日	饗膳の儀これあり。ただし、左方は中村郷、右方は河上郷がこれを沙汰す。		

ダント

ゲンチ

十月亥日御神供獻進、當番社司衣冠參勤之

十月亥の日に御神供を獻進す。當番の社司は衣冠にてこれに參勤す。

ダント

ゲンチ

十月晦日（49）於貴布禰兩官亭、神供經營之儀、露松并預事等如四月之儀

十月一日

貴布禰の兩官の亭において神供經營の儀。露払い並びに預事など四月の儀の如し。

同日

御田刈之神事、權祝・忌子・社務代參向干御封田令神夫刈之

十月一日

御田刈の神事。權祝・忌子・社務代は御封田に參向し神夫をしてこれを刈らしむ。

同日

十一月為臨時祭神斎令陰陽大夫以忌竹立於社司之家々

同日

十一月の臨時祭神斎のため、陰陽大夫をして忌竹をもつて社司の家々に立たしむ。三月の儀の如し。

十一月朔日 貴布禰臨時御神祭也、神供以下如卯月朔日之儀

十一月一日

貴布禰臨時御神祭なり。神供以下四月一日の儀の如し

二日

於貴布禰兩官館、内胙如四月

二日

貴布禰の兩官の館において内胙、四月の如し。

氏神祭

初申日儀式如四月之儀

氏神祭

初申の日。儀式は四月の儀の如し。

御禊

初寅日戌刻御戸開、奉祓清於内陣外陣如卯月御禊、但

御禊

初寅の戌の刻に御戸開。内陣外陣において祓い清め奉ること、卯月御禊の如し。ただし、十一月朔日が卯の

同日

於序屋社司氏人饗膳有之

同日

初寅の日において社司氏人の饗膳これあり。

相嘗会

（50） 初卯日也、巳刻御戸開、内陣外陣御神供自左右

相嘗会

初卯の日なり。巳の刻に御戸開き。内陣と外陣の御神供は左右よりこれを献進す。但しこの日初めて当年の

主忌子食新穀社例也、又祠官束帶、自今日着冬装束

翌日 後宴御納礼、食薦座有之（社司布衣）

新穀牛茄子等これを供し、是より神主忌子新穀を食すが社例なり。また祠官は束帶。この日より冬の装束を着す。

翌日

後宴御納礼。食薦座これあり。社司は布衣。

御神樂　日不定、如四月之儀（近年断絶）

御神樂　<sup>みかぐら</sup>　日不定。四月の儀の如し（近年断絶）

臨時芝田樂（51）日不定如卯月之儀

臨時芝田樂

臨時祭（52）中酉日巳刻御戸開、内陣外陣の御神供は左右よりこれを調進す。祠官は東帶。四月祭礼並びに臨

祠官束帶四月祭礼并臨時祭粗別ニ記之畢、奏樂如例

綺羅滅鬼（53）十二月日不定、御服所之沙汰也（一本不定ノ下ニ饗膳）

綺羅滅鬼

中の酉の日。巳の刻に御戸開。内陣外陣の御神供は左右よりこれを調進す。祠官は束帶。四月祭礼並びに臨時祭はあらかたこれを別に記し畢ぬ。奏樂は例の如し。

小祭（54）十二月二十八日、大ノ月者廿九日、夜陰御戸開、御

小祭

十一月、日不定。御服所の沙汰なり。（一本は不定の下ニ饗膳）

神服并御神供御封之米調進之、御小庭与中門前於両所

小祭

十二月二十八日、大の月では二十九日。夜陰に御戸開。

令神人算斗御封米納法也（社司衣冠、忌子参向）

小祭

御神服並びに御神供の御封の米これを調進す。御小庭

御燈　晦日本社権祝、末社各祝淨衣参勤、但丹波国由良庄為

小祭

と中門前の両所において、神人をして御封米を算斗せしむ納法なり。（社司は衣冠、忌子が参向）

沙汰之云々（近代断絶）

小祭

御神服並びに御神供の御封の米これを調進す。御小庭

節分追儺祭（56）毎年於

小祭

と中門前の両所において、神人をして御封米を算斗せしむ納法なり。（社司は衣冠、忌子が参向）

御影像谷有其儀（近代断絶）

小祭

晦日に本社の権祝、末社の各祝は淨衣にて参勤す。た

だし、丹波の国由良の庄がこれを沙汰す云々。

小祭

（近年断絶）

太田社御神樂

太田社御神樂

毎月十日の夜陰。太田社の神子参向し、これを執行す。

節分追儺祭

太田社御神樂

毎年御影像谷においてその儀あり。（近年断絶）

右毎御神事社司二十一人、諸役氏人忌子参向並陰陽祓奏樂等之儀有之、又刀襦・神人・下役人同參勤了、但此年中神事之内、宴儀等少々断絶、其外二季御神樂並勅使參向之奉幣等百七十年餘断絶了、雖然為社家一同之沙汰祭礼神供甚簡略而勤行之、次第粗注進之。

右の御神事ごとに社司二十一人、諸役、氏人、忌子が参向し、並びに陰陽祓、奏樂等の儀これあり。また、刀襦、神人、下役人も同じく参勤しあわんぬ。ただしこの年中の神事之内、宴儀等は少々断絶。その外、二季の御神樂並びに勅使参向の奉幣など百七十余年断絶しおわんぬ。しかりとはいえども、社家一同が沙汰をなし、祭礼・神供ははなはだ簡略にて之を勤行す。次第あらたか之を注進す。

釈注

(1) 例幣使 例幣（毎年の決まりとして朝廷が神に捧げる幣帛）のために派遣される勅使。

(2) 五節供（句） 人日（正月七日）、上巳（三月三日）、端午（五月五日）、星夕（七月七日）、重陽（九月九日）の年五度の節供の総称。  
「こ」は人口。（嘉元年中行事記）

(3) 御戸開 本殿の他権殿も開くか不詳。

(4) 御齒固 元日から三日までの間、歯（よわい）を固める意味

で歯の根を固め、健康増進を願い食べる食物。宮中清涼殿で天皇出御して歯固めの儀があった。大根、菰、串刺、押鮓、煮塩鮓、猪宍、鹿宍など。後に餅鏡も加わる。賀茂固有のものについては要調査。（家藏「賀茂重武」の社務日記に記載あるも未調査）

(5) 寿香酒 不詳。但し、寿考は長寿、寿酒は長寿の祝い酒。屠蘇酒の「ときものか。

(6) 四方拝 元日寅の刻、天皇が清涼殿の東庭で属星（北斗七星のなかの当歳の星）を唱え、天地四方、山稜などを拝する儀式。

(7) 忌子（いのこ） 平安時代前の齋祝子（さいご）で、後鳥羽院政後の齊院廢止の後に復活した女性神官。社家の未犯の女子からト定。御阿礼神事、本殿祭などに伺候。下社は祝女（はよりめ）と呼んだ。

(8) 節養 節句の振る舞い。

(9) 布衣（ほい） 無紋の狩衣。第四種の礼装。

(10) 鉤始（ちょうなはじめ） 手斧始め。

(11) 御祖社参詣 行列次第など前記家藏日誌にあるも未確認。

(12) 吉書始 公家などで年始初めて見る公文書。新年の書初め。後者の意。

(13) 卵杖（うづえ） 桃、梅の木を五尺二寸に切り、二本または四本づつに束ねて五色の糸で巻く。正月上卵の日、東宮坊、衛府等から朝廷に献上、邪鬼を払う。当社も貴紳に献上。当社は椿を用いる（嘉元年中行事記）。

(14) 鶏鳴（けいめい） 丑の刻、午前二時。一番鳥が鳴く時刻なので云う。

(15) 一方 左（補宜）方、右（祝）方の何れか当番の片方。左右は両方。

(16) 白馬（あおうま） 白馬は灰色の毛の馬。白馬節会は弘仁二年嵯峨天皇のときから宮中儀式となつた。正月七日、白馬を見ると年中の邪氣を払うとされる大陸の故事に因む。馬は陽気の獸。青は青陽。（嘉元年中行事記）

(17) 田所始 田所には大化改新前の豪族の私有地、初期の莊園、平安後期以降国司の下で田畠を扱う役所、莊官の一、などの意がある。賀茂社諸役人に田所奉行五人とあり、また、五郷とあるので第二の意。五郷とは六郷中小野郷を除いた五ヶ郷。小野郷は米収がない。

(18) 淨衣（じょうえ）潔斎の装束。普通白色で狩衣仕立て。神事に着用。

(19) 正大工　社役人の番匠九人の一か。大工棟梁。

(20) 機（せんのき）針桐。ウコギ科の落葉喬木。高さ二十米。枝太く棘あり。下駄、船具、器具などの用材。ここでは千に通じ祝意の表現。

(21) 御棚会　寛仁元年の愛宕郡四郷寄進の後、これを再編して寛治四年までに六郷が成立したと同時に始まつた。六郷の山地に御結鎮錢を段別に賦課して神事に充てた。結鎮神事は牛頭に鬼神を鎮めるために行う行事。結鎮錢は、一般に懸米で貯い、前年秋に納入する（嘉元年中行事記）。

(22) 御粥神事　小豆粥。小豆粥に檜（しきみ）で作った粥杖を添えて奉る。年中の除災祈願。主水司の饅粥（せんじゅく）と関係あるか？（嘉元年中行事記）

(23) 印鑰（いんやく）（鎰）令制の国印と正倉の鎰（かぎ）、神社の印。後これを神体とする神格神社が国府近くに残る地がある。大

社境内社として存する社のうち、賀茂社では印鑰神は印神または神主亭大明神（印殿「オシデデン」、「神主当職のあいだ里亭に安置奉る」と注進雜記第六にある）と呼ばれ、その垂迹は倉稻魂（うかのみたま）命とされ、中世以降、毎年拝賀の後、神主が庁屋で別当が執筆する年中の神事・日供（につく）を賄う加賀国金津庄の米所献

納に関する書状に捺印、そののち初の祭儀を行うのが恒例であった。

（国史大辞典卷一「印鑰」）。明治後期まで賀茂社の櫻末社で宇迦御魂神を祭神とするとされていた（京都府愛宕郡村誌・上賀茂村誌旧愛宕郡役所 明治41年刊）のは奈良社と福德社の二社であるが、庁屋との関係から見て、奈良社である可能性が高いと考えられる。現在の祭神は奈良刀自神一柱のみであるが、かつては相祀されていたのではないか？注進雜記は印殿（おしでどの）を太田社末社の中、福德社の隣の欄に記している。

(24) 歩射（ぶしゃ）武射とも。元は農事に関する年中の除災の神事であったが（嘉元年中行事記）、平安以後宮中の射礼（じやらい）の影響があつて、武術振興の行事となつた。住吉社では一月十三日に結鎮神事として奉じる。因みに宮中の射礼は古代・中世に朝廷で行われ大射とも云い、正月十七日に行つた。天武朝から午中行事化し、親王以下初位以上全ての臣並びに新羅・渤海使なども加わつたが、やがて衛府の能射人に限定され、天皇の出御もなくなつた。平安時代以後は豊樂院、建礼門前で行うのが恒例。

(25) 燃燈祭　社司一同、御阿礼所の神館跡の壇で小松を根引きし、燃燈草を添えて神前に奉る。（嘉元年中行事記）

(26) 神戸之一老　一老は宿老の首座。神戸は神社に給する封戸（ふこ）の意。ここは氏人の意か。

(27) 土解（とけ）祭　稻穂をト占し、吉日に神主以下神前に祭儀

を終え、当年相当の稻穂を持参させて祓えを修し、補宜以下御田に

参向してこれを時く。（嘉元年中行事記）

（28）五節供 五節供中の桃の節句を神事化。桃も辛夷も陽木とされる。これを神饌に添えて献ずる。（嘉元年中行事記）

（29）食薦（すくも） 食事のとき机の下に敷く筵。普通、竹を細かく割つて編んだものを用いる。

（30）徘徊花（やすらひ）祭 梅ヶ辻、岡本両町のやすらしい花の行事。今宮社境内に祀る疫神社に奉納。「上賀茂、梅辻、岡本、川上三個村土民、詣今宮各作踊躍、如上野村、然後各帰加茂、則於社務家及毎社司之家作踊躍、到庭上家主脱肩衣而与之、是為期而止踊躍、是總頭之微意乎」（日次記事）。桜の花の散りと共に疫病が流行るとの俗説があり、桜花の疫を鎮める目的の大和の大倭、狭井神社の鎮花祭（はなしづめ）が起源。近世川上郷が賀茂六郷から離れたため、川上郷は今は独立に行われる（北区西賀茂川上町にある川上大神宮・安来神社がその故地）。

（31）両官（貴布補） 貴布補補宜と同祝の一官。

（32）胙食（ひほろけ） 賂（ひもろぎ）＝神籬。胙は本来神の陛下を待つところとして作るが、同時にその場所に供えるものを意味した。神に奉る肉、餅などの供物の称。食は御食（みけ）で、神饌または天皇の食料。ひもろぎけ→ひほろけ。

（33）五官 本社の社司、すなわち、神主、補宜、正祝、権補宜、

権祝。

（34）小森社 境外末社。久我神社の東南百メートルにある（北区紫竹上緑町六一、京都市公園内）。幕末の瀬見小河、神社観録など二書は祭神を玉依日子とするが、現在の賀茂別雷神社由緒略記では水分（みくまり）の神と変じている。玉依日子は今境内の土師尾（はじお）社に祀る。（玉依彦の子孫多加比を祖とするという神饌用土器の調製を担つた西邊部氏（にしへにべし）の祖紳として祀られた。下鴨社役人には同氏の後裔とする駢人があり、本殿小預や厨職の中堀、道風へ深草瓦工<sup>v</sup>二姓を記している。注進雑記は上社地下役人に土器師へ深草石兄五郎様器<sup>v</sup>以上八人と記している。上下共通の職だつた可能性がある。玉依彦は賀茂県主、西邊土部（かわちのはづかしべ）両氏の祖であるが、それぞれ独立に祖神を祀つていたのが、明治の国家神道による祭祀統合で、土師尾一社に絞られた結果、小森社の祭神変更が行われたのである。同じく片岡社の祭神も事代主神が玉依日女に変更された。賀茂波爾神社（赤の宮）や末刀神社が現在地に祀られたのも明治以後である。

（35）奉囲御生所之儀 御生所の舗設。「斎場」を上社の北北西十数丁の距離に屹立する神山の山頂と本宮を結ぶ一直線上の丸山の麓台地に設ける。「御生所」は四間四方の地区を限つて、松・檜・賢木ほかの常緑樹の樹枝を立てて作った高さ一間の、前面を葵桂で飾つた青柴垣（神籬）をもつて囲い、中央に四尺の杭を打ち込み、これに

四手を付けた榊を阿礼木として立てる。その南前面に休間木（やすまき）先に榊を結びつけた長さ四間の松丸太二本）を斜めに扇状にだす。藤蔓の皮で作った径四寸の円座形のおすずを十数個青柴垣に取り付ける。神籬の南側の前に立砂二基を立て、東側の西向きに横座（幄舎）を設ける。

(36) 四月中旬日、御禊・神幸・御生所之儀 現在は五月十一日に斎行する。御生神事（みあれしんじ）は当社祭儀中最も古く且つ重要な神事。太古の神祭の典型的な姿を止める、当社の鎮座と祭祀の根源を表す行事。斎王が御阿礼所前の神館に伺候し、神主以下の諸祠官が祭儀を奉仕した（現在は宮司以下のみ）。夜半、御生所の神籬の前で祭儀を修し、続いて神幸の儀を行い、本殿前の儀を営み、御阿礼木を中門前と境内切芝の遙拝所に立て祭儀を終わる。祭儀の主旨は大神の降臨、遷靈、遷御、鎮座の四行事からなるが、非公開の秘儀である。祭儀の当日午後に奉仕神職の御禊を行い、次いで、本、権殿、攝末社の御掃除、次いで、冬の神服奉替と夏の神服献進の儀（神御衣献進（かむみそけんしん）の儀）を行う。「嘉元年中行事記」（井閑經久撰群書類從及び日本祭礼行事集成に収録）に詳しい。神服（しんぶく・かんみそ）は神禊と並ぶ幣帛（布帛と衣服）の一。古くから伊勢、賀茂、八幡などの各神社に神服が献じられた（神祇令・延喜式）。

(37) 同月中申日 国祭 執柄殿下賀茂詣 祭礼本文に詳しい。執

柄殿下は摂政・関白の別称。その次第格式に見ゆ。格（きやく）は律令の改正、式は律令の施行細則。弘仁、貞觀、延喜などあるが、

ここは延喜式。

(38) 同月中酉日 御祭也 祭礼本文に詳しい。乗馬五疋、忌子参向。これは勅祭が中断中の延宝八年の状態の記。現在、乗馬は五月五日の賀茂競馬と別に賀茂祭の神事を終えて、本殿の扉を閉じ、宮司以下が退出の後に、走馬奉行が執行して、御生所前の路で走馬する例である（賀茂別雷神社由緒略記）。定家（ていか）朝臣記（平定家）正四位下右衛門權佐、後朱雀、後冷泉、後三条天皇の頃に活躍、別名「康平記」に、「康平四～1061年四月十一日甲子、早旦賀茂下社馬場に向う。左右方屋恒の如し（左東右西）。左方の屋、北去る三許り七間仮の屋を立て上卿見物所と為す。埒東の中央の頭に十丈の幄を立て諸大夫の座と為す。巳の刻、内大臣殿（藤原師実）、源大納言（下上卿十人）殿上人数輩を率いて仮の屋に御座す。乘尻先ず社頭に参じ幣帛を奉る（左乗馬右歩行）。次、御馬に上り鼓鉦など仰せらる（鼓 皇宫大夫為仲、鉦 越後守頼綱、標 兵部小輔康経）。次数差し居る（左府生近行 右府生近仲）。（一番以下十番の名を記す（官位氏名略））。十番を了えて左右舞有り（左右出舞無く違例なり）。事了え上卿以下帰洛す。家司已下率いて上社に参ず。競馬等下社の如くなり」。

これによれば往古は勅祭の三日後、子の口にて上両社の順に同じ

次第で行われ、主だった観客はト社の見物だけで帰宅し、上社は家来衆のみが参觀した様子である。これは武徳殿の競馬が寛治七年上賀茂へ移される僅か前の事である。

(39) 御植祭　御田植神事とも云う。祝沙汰すとあり、正祝が執行する。本宮で祭典の後、澤田社に奉幣し、次に神職が早苗を採つて退下、奈良橋で祓え、並びに稻実の豊凶を問うため、早苗を川の中に入投じる（嘉元年中行事記）。

(40) 芝神楽　祭礼本文に詳しい。

(41) 五月朔日競馬足汰、三日乗尻散供の祓え、四日御菖蒲並びに御物事、五口当日、六日貴布襦参詣までの祭儀を記す。（散供（さんぐ）は米・錢・花などを撒き散らし神に供えること。又は供物を取り下げる事）。由緒は祭礼本文に詳しい。十番勝負、舞楽等の行事と頓宮を構えることを記す。饗膳は貴布襦の両官の館で執行するとある（賀茂競馬全般は古事類苑武技の部掲出史料参照）。御菖蒲は菖蒲根合わせ、御物事：致齋（まいみ、神事にかかる者が行う物忌み（散齋の対））のことか？あるいは、頭注に社役人の贊殿別当が神供を調進する事があるので其の事を云うか。（お物、朝餉など（源氏物語）とあり、お物は飲食物を指すので、神饌を調進する事か？）

(42) 御戸代会（みとしろえ）　六月二十九、晦日、七月朔日、一日の四日間、補宜方と祝方で一度に亘り執り行う。神事と饗膳勧盃、猿樂の三つの行事がある。土解祭、御植祭と一連のものである。御

戸代田とは神田（じんでん）の和語で、班田收受の対象外の神社の永代所有地。社寺の給与である封戸（ふこ）神戸（かんべ）とは別。

嘉元年中行事記、賀茂注進雑記など神社の記録は天平勝宝一（750年十二月十四日に御戸代田一町を孝謙天皇より賜つたとするが、これは誤解で、下社のことと述べたもの。（承和十五年御祖大社襦宣鴨県主弘雄の奏請状 続日本後記同年条）。井上光貞氏によれば、賀茂神官鴨氏系図の賀茂社祝鴨県主久治良の譜に、「右人の時、神戸十四畠、神田一町八畠充て奉る」とあるのが、上社が御戸代田を賜つた

初めてである。それは天平勝宝二年を約百年遡る孝徳天皇の大化年代（645～650）のことである。また、畠と云う単位は大宝令に無く、その導入は江戸時代に降り、段の誤写。一町八段が正しい。五穀豊穣と稻穂の害虫駆除を祈る。

また、御戸代神能の起源は出楽・猿樂の時代に遡り、新能の元祖とも云うべき古い由緒がある。今、御戸代能保存会と京都観世会が社団法人京都観光協会の援助で執り行っている。中・近世に御手代の名を伝えていて、河上郷宝徳三年からみ帳の地名御手代の十三筆、一町六反二百歩がそれに当たる（今の上賀茂中・西河原・朝露ヶ原・馬目の各町に及ぶ。須磨千穎 賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究）。

(43) 有名越祓之事　六月晦日夜の御戸代会神事のなかの一連の行事として記されている。新古今集の撰者藤原家隆の百人一首の和歌で名高い。大祓（人形を川に流す）と同時に行うが別の神事（夏越

の祓えを行うのは出雲系の特別の神、社に多い。夏越の語意は不詳)、

境内に吊るした茅の輪をぐぐる(嘉元年中行事記)。

(44) 七月七日五節供 索麵 不詳、素麵または乾麵か?引米は干し飯のこと。社家並びに地下 地下は伶樂頭、田口膳部、刀禰、神人など賀茂氏以外の諸役人を指す(注進雜記第七)。

(45) 八朔 八月一日、祝日とされた。近世、一般に白帷子を着て、主君、親分などに進物を献上した。上方では乳母が乳児に行器(ほかい)を贈り、子供同士は玩具を贈答した。

(46) 地主經 鞍馬僧が修法するのは貴布禰神を鞍馬寺の地主権現と見立てているのであろう。

(47) 十番相撲 九月九日重陽の節供の行事。八、九、十の二日に亘り十番相撲内取り、木番、勝負舞、饗膳之儀が所定の担当を決めて執行された。相撲は今日鳥相撲として伝わる(嘉元年中行事記、賀茂別雷神社由緒略記)。西行法師に「ながつきの 力合わせに 勝ちにけり わがかたおかを 強くたのみて」(山家集下雜 1526)との歌がある。おそらくまだ北面武士で佐藤義清と名乗っていたころ、賀茂の重陽の節供の相撲に加わり、勝つたのであろう。力合わせは相撲、かたをかは賀茂の片岡に相撲の「方人(かたうど)」をかけたもの。

(48) 玄猪 亥の子の祝い、十月上の亥の日の亥の刻に亥の子餅を食う祝儀。万病をのぞき子孫繁盛を祝う。西日本では収穫祭の日(と

おかんや)。

(49) 腊日 初申 貴布禰、氏神の秋の祭儀。春に準じる。

(50) 相嘗祭 これを挿んで御禊、饗膳、食薦、神樂が、初寅、卯、辰、巳の各日に催行。神嘗祭、相嘗祭、新嘗祭と続く大皇の祭儀。「神嘗祭」は新穀とそれで醸した新酒を天照大神に奉ずる。次いで全国七十一座の神々に奉ずるのが「相嘗祭」、天皇自身が食するのが「新嘗祭」である。平安末に他社の相嘗祭は廃絶したが、当社に限り続統的に明治維新まで続いた。

(51) 臨時芝田樂 春に同じ。貴布禰詣。

(52) 臨時祭 十一月中酉、賀茂臨時の祭り、詳細は本文にあり。

延宝の時は中断中。

(53) 綺羅滅鬼 不詳。あるいは御服の邪氣を祓う神事か?

(54) 十二月二十九日、小祭 意義は不詳。御封之米調進、算斗御封米納法とあるので、作田の年貢の納入を儀式化したものか、あるいは翌年の御結鎮神事に拘わるか?または、古代の封戸の田租、調の納期の痕跡か?

(55) 太田社御神楽 記述の通り今日例月夜里神楽が奉奏される。京都市無形民俗文化財の指定を受けている。

(56) 節分追儺祭 御影像谷 場所不明。

## 賀茂注進雑記 第三 神宝・神服・祭器等

### 賀茂注進雑記 第三 神宝・神服・祭器等

「糸注」

一 内陣之御靈宝（注一）

上古傳來不易之靈寶深秘之分等者不記之、此外御造營之度々

被新調奉納之分如左（注二）

一 御餅劍（唐組平緒錦袋）（1） 一 御平劍（錦袋）（2）

一 御弓（錦袋）（3） 一 御矢（鏑矢雁保 一双 錦袋）（4）

（注一）「内陣」外陣に対応する神殿の区分。本殿の奥にあって神体を安置する場所。外陣との間に柵があつて、それより奥には一般人は入れない。柵を大防という。

（注二）「上古不易之云々」上古不易之靈寶深秘之分等は之を記さず。上古以来不易の神体は神像なのか、衣架なのか明らかでない。

此外御造營の度々新調され奉納之分左の如し。と注記されるように、注進雑記下文に所載のものは遷宮の都度新調されるのが慣わしだつた、と書く。記載する五品は、「神体が着用する武具等である。

（1）「御飾劍」兵杖勅許の高官が節会、御禊、行幸等の盛儀に束帶に佩く儀仗の太刀。奈良時代より伝承の唐太刀の様式で拵え、玉石を散りばめた長金物で飾る。唐組平緒で錦袋に収納される。

正倉院御物に残るのもこれ。

（2）「御平ノ劍」奈良時代以来の直刀。反りがない大刀。反りのある長刀は太刀と書く。

（3）「御弓」弓幹と弦から成る。梓、檀、櫟、櫛など弾力のある木で拵えたものを木弓、これに竹を合わせ籐などを絡めたもの（重籐の弓）を伏竹の弓という。

（4）「御矢」鏑矢、雁股一双と注がある。鏑矢とは、先に鏑を付け上に雁股を付けた矢で射ると音が鳴る、合戦の合図に使う。

一 御鉾（一本）（5）

神服等（辛檜二合 左右各錦覆）（注三）

方雁股は先を雁股にして内側に刃を着けたもので飛鳥や走獸の足を射切る目的に用いる。各一本一組なので一雙と書かれている。錦袋収納。

- 一 御冠（纓入箱）（1）  
一 御帶（琢ノ玉也入箱紋葵 瑪瑙石帶）（2）  
一 御笏（白木）（3） 一 御扇（檜扇）（4）

（5）「御鉾」兵杖用と儀仗用に分かれる。兵杖は長刀、槍、儀仗は検非違使の矛や神事芸能の採物や斎場の威令を示すのに用いられる。無論後者である。

（注三）「神服等」辛檜二合左右各錦覆と注記されるので一揃えあつたことになる。十六品から成る。賀茂別雷神社は大同二年（807）正一位勲一等を授かっているので、律令制正一位所定の衣冠束帶である。

（1）「御冠（纓箱入り）」かんむりはかうぶりの転訛。撲頭（帽子）、額、巾子（鬚を収める後部の壺形容器）、簪、纓などから成る。束帶、衣冠の際、直衣で参朝する際に着用。五位以上は有文の羅、六位以下は無紋のかとり仕立。

（2）「御帶（琢の玉也。箱入り葵紋。瑪瑙石帶）」袍の腰に締める帶。両端の金具で留める。牛皮製で背当てに方形・円形の石や土で装飾して糸で綴じ付ける、注に瑪瑙石帶とある。

（3）「御笏（白木）」

（4）「御扇（檜扇）」檜の薄い白板を綴じ合わせた扇。衣冠または直衣のとき笏に代えて持つ。位により板の枚数が異なる。

一	御袍（夏冬）（5）
一	御表袴（7）
一	御指貫（9）
一	御大袖（夏冬）（11）
一	御直衣（夏冬）（6）
一	御下襲（裾、夏冬）（8）
一	御大口（10）
一	御单衣（12）

(5) 「御袍（夏冬）」衣冠束帯時に着用する盤領の上着。身分によつて記事と色目が異なる。一位は深紫。平安後期以降、四位以上黒、五位緋、六位以下縲の三色。因みに天皇は黄櫨染の袍。夏は賀茂祭直前の午の日、冬は小晦の御禊で更衣。正月新調。社司に下行。

(6) 「御直衣（夏冬）」天皇以下貴族の平常服。束帯の袍と同形だ

が位の色目、文様の制限はない。通常鳥帽子と指貫の袴を着用。勅許を得て参内できた。雜袍。

(7) 「御表袴」束帯のとき大口の上に付ける袴。夏冬不問で白表、裏紅。三位以上と禁色を許されたものは有文の絹織り、四位以下は平絹。

(8) 「御下襲（裾、夏冬）」束帯の半臂または袍の下に着用。後ろ身頃の裾が長く袍の下から出して引きずる。

(9) 「御指貫」広幅で、裾に括り緒のある袴。直衣、狩衣、衣冠に用いる。古く布製、後絹・綾織。奴袴。

(10) 「御大口」大口袴の略称。束帯のとき表袴の下に着用。紅の平絹、精好の類で縫製。

(11) 「御大袖（夏冬）」礼服の上衣。袖丈が長く、袖口を縫い合わせない。即位、大嘗会に着用。

(12) 「御单衣」ひとえの着物。

(13) 「御小袖（夏冬）」袖口が狭く、垂領の前を引き違えて着る衣服。平安時代は貴族の装束の内衣であつた。今の長着の原型。室

一 御小袖（夏冬）（13） 一 御轆子（14）  
一 御沓（御草鞋）（15） 一 御打羽（二柄）

神器等（辛櫃二合 左右各錦覆）（注四）

一 御飯窯器（俗ニ御客椀トモ云、内朱外黒塗 六十）（1）  
一 金銀御箸（同台）（2）  
一 御鉈子（金銀二枝）（3） 一 提子（金銀一口）（4）  
一 御盃（金銀同台）（5）  
一 御榦（金福輪黒塗） 角盥（黒塗）（6）

町時代に洗練されて打掛け、被衣など装飾用の物が出来た。

（14）「御轆子」一種の足袋、指は分かれず、小鈎はなく紐で結ぶ。

平安時代以降許可を得てはく。

（15）「御沓（御草鞋）」革、木、布、絹糸、藁などで作り、鳥皮沓、浅沓、半靴、糸鞋などがある。

（注4）「神器等（辛櫃二合、左右各錦覆）」内陣御料（神饌）の供進用の容器が主体。八品。

（1）「御飯窯器（俗ニ御客椀トモ云、内朱外黒塗 六十）」窯坏、凹坏とも書く。深めの容器、壺皿の類。

（2）「金銀御箸（同台）」御料供進の第一に御箸の台を進めるのが賀茂神事の常例。

（3）「御鉈子（金銀二枝）」徳利の意と、長い柄のついた金属製または木製の酒を杯に注ぐ器の二義がある。ここは二枝とあるように無論後者。

（4）「提子（金銀一口）」注ぎ口とつるのある銀、錫製の小鍋型の器。水、粥、酒などを持ち運んだが後は専ら酒用。

（5）「御盃（金銀同台）」酒を注いで呑む小器。今日のような小杯を用いるようになったのは江戸中期以降。

（6）「御榦（金福輪黒塗）・角盥（黒塗）」榦（はんぞう）、湯水を注ぐための器で柄が器に半分差し込まれているもの、柄に湯水を通じる溝がある。口や手を洗い鉄漿を付けるときに用いる盥。耳

一 御泊器（金銀台）（7） 一 御櫛笥（蒔絵）（8）

内陣飾具等（注五）

一 御濱床（帳台）（1） 一 衝立障子（四季絵）（2）

一 四季御屏風（四季絵、春桜、夏葵桂、秋紅葉、冬松ニ雪、代々  
名譽之画工書之）（3）

一 小八足（螺鈿、黒塗青貝ヲ摺也）（4）

一 御机（二脚、御台盤トモ云）（5）

一 大八脚御台盤（三重棚一脚）（6）

一 大瓶（二口）（7） 一 大幣（二棒）（8）

盥。

（7）「御泊器（金銀台）」頭髪を洗い梳る器

（8）「御櫛笥」化粧道具を入れる箱、櫛箱。

（注5）「内陣飾具等」賀茂大神を小天皇に擬えての御座所の調度で  
紫宸殿に準じる。

（1）「御濱床（帳台）」寝殿の母屋に設けた方形の台、貴人の寝所  
または御座所として用いる。四隅に柱を立て帳を掛けて帳台とす  
る。

（2）「衝立障子（四季絵）」富殿や貴族の邸宅の移動用障屏具。襖  
障子や板障子を支脚台の上に取り付けた。

（3）「四季御屏風（四季絵、春桜、夏葵桂、秋紅葉、冬松ニ雪、代々  
名譽の画工之を書く）」

（4）「小八足（螺鈿、黒塗青貝を摺る也）」四対の足のある木の机、  
神前に供物をするときや儀式に用いる。普通は白木造りだが、こ  
こは黒塗り螺鈿、青貝摺りの特製品。

（5）「御机（二脚、御台盤とも云）」多くの供物を載せたり、会席  
机などに用いる。

（6）「大八脚御台盤（三重棚一脚）」三重棚とあるので三段になつ  
た八脚。

（7）「太瓶（二口）」御酒供進用。薬用酒を入れたか。

（8）「大幣（二棒）」御料や社司などの陰陽師の行う祓えに用いる。

- |                                      |                    |
|--------------------------------------|--------------------|
| 一 小麻 (9)                             | — 御茵 (白錦中紋三巴) (10) |
| — 龍鬚御平敷 (龍之繡錦緣裏緋) (11)               |                    |
| — 八重疊 (錦緣) (12)                      |                    |
| — 御厚疊 (綾綢緣) (13)                     |                    |
| — 御几帳 (赤浮線綾三分一白色、紋桐篠蝶鳥、懸御帳台ノ四方) (14) |                    |
| — 御壁代 (白綾紋葵、四方水引トモ云、内陣三方ノ上張) (15)    |                    |
| — 御幌 (錦紋帽額) (16)                     | — 御簾 (錦緣金龜甲) (17)  |
| — 御帽額 (又云雲絹、引廻御帳之上) (18)             |                    |

(9) 「小麻」 小さめの幣。幣帛、御幣。古く麻、木棉に発し、後、織布や紙に変わる。神供、祓えの料に用いた。

(10) 「御茵 (しとね)」 白錦中紋三巴」 大神用の敷布団。

(11) 「龍寶御平敷」 龍の繡錦縁裏絣 平敷の御座。普通は天皇

皇后、東宮などが着く御座。龍の刺繡を施し錦縁で裏は紺である。

(12) **八重畠** 幾重にも重ねて飾いた敷物 神座として用いる。  
(13) 「**加賀**」 雲間表 雲間表シナニテ。主に、伸土の内車。

（1）	一徹厚置	綱網綱	綱網綱を付した型	皇帝	袴袴の内阿
-----	------	-----	----------	----	-------

(4) 「御山長」(赤堀泉陵三分の一白色) 文洞藻蝶鳥、御張台の四寸  
用いる。

(1) 御用紙  
元治元年正月一日  
御用紙  
行財  
行財

(15) 「御壁代」(白綾、紋袴、四方水引とも云う。内陣三方の上張)

几帳の外側三方を囲む。

(16) 「御幌錦紋帽額」頭上と上部の覆い。

(17) 「御簾 錦縁金龜甲」 神前に掛ける簾。錦縁金龜甲模様の。

付き。

(18) 御帽額(又云う雲綺、御帳の上に引き廻す) 帳台の頭

の周辺を引き廻らす

(注6) 外陣具等

(1) 「狛犬 左右金銀」 御節句など大祭の際に本殿庇柱の左右に置かれる。獅子とも書く（嘉元年中行事）。

- 影狛 (左右代々名譽之画工被令画之例也 (正面籍板画之)) (2)
- 御台盤 (左右敷絹) (3)      — 御八足 (左右) (4)
- 御高坏 (左右) (5)      — 高燈台 (左右) (6)
- 銚子提 (襦宜方、祝方) (7)      — 丸盤 (同) (8)
- 己上權殿分同前 (注七)

高倉等之祭具以下 (注八)

- 太瓶 (十二口) (1)      — 御鉢 (八基) (2)
- 楽器 (但装束舞面等近代断絶) (3)

(注7) 「己上權殿分同前」 以上七項の品々は權殿にも全く同様に備えられた。

(注8) 「高倉等の祭具以下」 神事において本殿以外の場所で用いられる祭具と具足類。

(1) 「太瓶 十二口」 庁屋など各場所で行なう直会、食薦等に用いる酒器か。

(2) 「御鉢 八基」 御阿礼、賀茂祭、競馬会などで神靈を移して立てる用途。競馬の十基中の二基は本殿のものを利用か。

(3) 「楽器 (但装束舞面等近代断絶)」 近代断絶とある「装束・舞面等」は風俗、神楽・雅楽、猿楽などに関係する物と思われる。田楽関係は別記されているので当時も残続していたらしい。年中行事の神楽料は松下家が黒印地百五十石を別給されているのでそれで賄う原則であつたであろうが松下家は楽人の禄不給の廉で度々訴えられている (吉井町史)。

(2) 「影の狛 (左右代々名譽の画工に之を書かしめる例也 (正面籍板に之を書く))」 御扉正面の籍板に書かせる。

(3) 「御台盤 左右敷絹」 (4) 「御八足 左右」

(5) 「御高坏 左右」 (6) 「高燈台 左右」

(7) 「銚子提 補宜方・祝方」 (8) 「丸盆 同」

一 辛櫨（赤塗二合白綾覆ニケ、神供昇料也）（4）  
一 貴布補祭供料辛櫨（赤塗八合末社神祭供同用之、  
金物覆白綾）（5）

（4）「辛櫨（赤塗二合白綾覆ニケ、神供昇料也）」 庁屋、贊殿、  
酒殿などで調理された御料は容器に盛られて辛櫨に入れて運上する。  
途中橋殿で陰陽師による御祓えを受ける。

一 同社日供運櫨（二合 赤塗覆白綾紋葵）（6）  
一 大慢（五色平綿十張）（7）  
一 斑幔（五色綿或布十張）（8）  
一 白幕（布三十張）（9） 一 筋幕（布十張）（10）  
一 御簾（大小二百五十三間）（11）

一 疊（寛永五年五百九十一帖半「延宝七年四百八十帖」）（12）

一 長床（四十八枚）（13） 一 頓宮料御簾（錦縁）（14）  
一 競馬装束（冠、太刀、両袖、補襷唐織、蟬尾錦、袴唐織、下襲、  
下帷子、指貫二十人前、外装束三人前神主左右階下各束帶之具）（15）

（5）「貴布補祭供料辛櫨（赤塗八合末社神祭供同く之を用う、金物  
覆白綾）」 貴布補の御料は鎌倉時代以前は四十合余であったのが近  
代に七合になつたと本書年中御神事次第に書かれている。蓋を金物  
覆とするのは遠方故強度を保たせたのであろう。

（6）「同社日供運櫨（二合 赤塗覆白綾紋葵）」 日供も毎日賀茂  
から貴布補に運んだ。

（7）「大慢（五色平綿十張）」 （8）「斑幔（五色綿或布十張）」  
（9）「白幕（布二拾張）」 （10）「筋幕（布十張）」 各幕の用途  
等不詳。

（11）「御簾（大小二百五十三間）」 本・權殿以外の舎屋用と思われ  
る。

（12）「疊（寛永五年五百九十一丁半、「延宝七年」四百八十帖）」 寛  
永の大造営以来疊も漸減したことを訴えている。

（13）「長床（四十八枚）」 長床とは板敷の上に一段高くして疊を  
敷いたもの、その骨。

（14）「頓宮料御簾（錦縁）」 競馬会の頓宮用の御簾。

（15）「競馬用装束（冠、太刀、両袖、補襷唐織、蟬尾錦、下襲、下  
帷子、指貫、二十人前。外装束三人前、神主左右階下各束帶之具）」

神道行事諸具（注九）

- 一 大檀（赤塗四面）（1）
  - 一 脇机（八脚）（3）
  - 一 高燈臺（八本）（5）
  - 一 金高坏（三十六）（7）
  - 一 打鳴（二口）（9）
  - 一 高軾座（四座）（2）
  - 一 高机（二脚）（4）
  - 一 大麻臺（二基）（6）
  - 一 雲盤、玉盤（8）
  - 一 太元、八宮、岐神（10）
- （注9）「神道行事諸具」 具足や楽器什器など様々の物を書き連ねる。十七項目。
- （1）「大檀（赤塗四面）」 神祭に用いる祭壇、祭具を載せたり供物を盛る。
- （2）「高軾座（四座）」 殿上又は庭上で礼拝の位置を示して軾敷く座席。布や薦の長方形の敷物。
- （3）「脇机（八脚）」 机の横に添え引き出しを利用してしたり物を置いたりする補助用の机。
- （4）「高机（二脚）」 足の長い机。
- （5）「高燈台（八本）」 紙燭、蠟燭、灯明などを載せる台。
- （6）「大麻台（二基）」 御幣を据える台。
- （7）「金高坏（三十六）」 高坏は食物を盛る器。大きい坏の中央に長い脚を付けた。古くは土製、時代と共に坏の部分が平盤となり宮殿調度として木製漆塗りが普及していく（こ）は金箔か金鍍金製）。
- （8）「雲盤、玉盤」 玉で飾った大皿、皿の美称。
- （9）「打鳴（二口）」 梶形の金属製の鳴り物、鈴。
- （10）「太元、八宮、岐神」 太元は太玄経（中国の術数書10巻、易

乗尻装束は丁度廿騎分、赤・黒の区別は記していないが寛治七年以降現在までの伝統装束、蟬尾は拙腰。諸役の装束は神主と念人一人前のみ。他は自弁したか。

一 御鈴（四振）（11） 一 水器（二口）（12）

一 洗米器（二口）（13） 一 瓶子（二口）（14）

一 御田樂々器（15）

木綿櫻（九人前）（イ）、笛（一管）、手拍子（一双）（ハ）、

斐編木（二ヶ）、鼓（一面）、太鼓（二面）

一 貴布補芝田樂々器（16）

斑笠、御鈴、明衣（己上十人前）

一 大田社毎月神樂々器（17）

太鼓、調拍子、鼓、御鈴、明衣

占を合理化しようとしたもので陰陽二元を脱皮して始・中・終の三元論に立つ）力。八宮は八方天。四方四隅の八方にいて法を守護する神、その神像。岐神 道祖神、さえのかみ。

（11）「御鈴（四振）」 神楽、猿楽の楽器や社頭などに用いる。

（12）「水器（二口）」 水孟（13）「洗米器（二口）」。

（14）「瓶子（二口）」 上球形下筒形の酒器。

（15）「御田樂々器」（イ）木綿櫻（前）（ロ）笛（一管）、

（ハ）手拍子（一双）、（ニ）斐編木（二ヶ）、（ホ）鼓（一面）（ハ）

太鼓（二面）、

（イ）は木綿（楮を割いたものを蒸し糸状にしたものを使い垂らして四手とする）で作った櫻、神事のとき櫻掛する。（ハ）拍子木。（ニ）

鈸。賀茂の田楽の記録は古く、賀茂旧記には平安末に田楽法師が御戸代会で奉納したり、承久の乱の後に社司が演じたことを記している。延宝当時まで御戸代会などで続いた力。

（16）「貴布補芝田樂々器（以下十人前）」 芝田樂は舞台を設けず齋庭で感じる田樂。本文祭礼に貴布補両宮の代官と氏女の八乙女が貴布補に参向し執行した旨記す。（イ）斑笠。（ロ）御鈴、（ハ）明衣

（白の裾の長い小忌の肩衣。巫女などが舞に着用）は装束と用具。

（17）「大田社毎月神樂々器」（1）太鼓、（ロ）調拍子、（ハ）鼓

（三）御鈴、（ホ）明衣。里神樂の用具。

右所注記之外片岡・貴布補（奥端）・新宮・大田・若宮・奈良・澤田・氏神八社之内陣ノ神寶・神服・外陣神器以下悉不能記之。但神宮寺・經所等之仏壇行法之仏具迄、寛永之御造営時悉新調被為仰付于今無朽損辱用之來候。仍今度朽損或紛失之分ハ新造修補等被為仰付難有奉存御事ニ御座候

（注10）「結語」　幕府の寛永度造営で、他に氏神八社の内外陣具、神宮寺、經所の仏壇仏具に至るまで悉く新調されたが、このたびも朽損滅失分の新造、修補等を幕府に請願している。